

八王子市みどりの基本計画改定版  
(素案たたき台)

令和元年（2019年）7月

八王子市

# 目次

## 第1章 計画の基本的事項

1	八王子みどりの基本計画とは.....	1
	(1) 「みどりの基本計画」とは.....	1
	(2) 改定の趣旨.....	1
	(3) 計画の位置付け.....	2
	(4) 計画の期間.....	2
	(5) 本計画の“みどり”とは.....	3
2	みどりの機能.....	4

## 第2章 みどりの現状と課題

1	八王子市の概要.....	7
2	前計画からの課題.....	9
	(1) 前計画の目標.....	9
	(2) 主な成果と課題.....	11
3	みどりに関わる社会情勢など.....	14
	(1) 社会情勢への対応.....	14
	(2) 自然環境問題への対応.....	15
4	国等の方向性.....	17
5	市民意見.....	19
6	計画改定の考え方.....	21

## 第3章 みどりの基本計画

1	基本理念.....	25
2	みどりの将来像.....	26
3	基本方針.....	27
4	計画の目標.....	28
5	施策の構成.....	29
6	リーディング・プロジェクト.....	30
7	施策の展開.....	34

## 第4章 地域別の方針

- 1 地域別の方針 .....
- 2 中央地域 .....
- 3 北部地域 .....
- 4 西部地域 .....
- 5 西南部地域 .....
- 6 東南部地域 .....
- 7 東部地域 .....

## 第5章 計画の推進

## 資料編



# 第1章

## 計画の基本的事項

1 八王子市みどりの基本計画とは.....	1
(1) 「みどりの基本計画」とは.....	1
(2) 改定の趣旨.....	1
(3) 計画の位置付け.....	2
(4) 計画の期間.....	2
(5) 本計画の“みどり”とは.....	3
2 みどりの機能.....	4

## 1 八王子みどりの基本計画とは

### (1) 「みどりの基本計画」とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」などの事項を総合的かつ計画的に実施するための緑とオープンスペース<sup>\*</sup>に関する総合計画です。

「八王子市みどりの基本計画」は、上記事項を踏まえて八王子市が策定する計画で、みどりに関する各種施策を総合的・体系的に取りまとめています。

この計画に基づき、市内のみどりの保全、緑化の推進及び都市公園の整備や管理などを図ることで、みどりを活かした豊かなまちづくりの推進を目的としています。

### (2) 改定の趣旨

八王子市の豊かなみどりは、市民共有の財産であり、私たちの生活を支えている基盤のひとつとなっています。定住意向のある市民の65%以上が、自然の豊かさを定住したい理由にあげており、自然環境の重要な要素であるみどりを確保し、次世代に継承していくことは、私たちの重大な責務となっています。さらに、みどりの持つ様々な機能について十分理解し、その機能を高めていくことも急務となっています。

「八王子市みどりの基本計画」は、平成22年（2010年）に策定され、策定から10年が経過しました。その間、市の上位・関連計画の策定や改定、本市の人口やみどりを取り巻く状況、市民ニーズなどの変化が起こりました。さらに都市緑地法等の法制度の改定を踏まえる必要などから改定を行いました。

これまでは、経済成長や人口増加等を背景とした「みどりの量」の整備を急ぐ時代であり、保全した緑地面積の拡大や都市公園の整備など、みどりの「量の確保」を重視した施策を展開してきました。しかし、社会の成熟化や都市インフラの一定の整備等の社会状況の変化を背景として、みどりの量を確保するだけでなく、みどりが持つ多機能性を都市や地域のために引き出す（=質の向上）ことが重視されてきています。本市においてもみどりの活用や管理・活用のための多様な主体との連携などが課題となっています。

そこで本計画では「みどりの環境調和都市」の実現を目指し、みどりの質の向上や量の確保、パートナーづくりを推進するための基本方針を定めました。この計画を推進するためには、市民・事業者・行政のそれぞれが共通した現状認識を持ち、地域の特性に応じたあるべき姿、取り組みの方向性を共有しながら施策を実行することが必要です。今後も、みどりの質の向上としてみどりが持つ機能に配慮した取り組みを行うとともに、市民・事業者との協働によるみどりの保全や管理を進めます。

<sup>\*</sup>緑とオープンスペース：国土交通省による「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開（H28.5）」において、「都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包括する概念として位置づけ」として定義しています。

### (3) 計画の位置付け

本計画には、調和・整合を図るべき上位計画として、「八王子市環境基本計画」、「八王子市第2次都市計画マスタープラン」があります。また八王子市環境基本計画と連携を図るべき関連計画として、「八王子市水循環計画」、「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」、「八王子市ごみ処理基本計画」があります。

その他東京都と区市町が合同で策定した、公園・緑地についての「都市計画公園・緑地の整備方針」やみどりを確保するための「緑確保の総合的な方針」などと整合を図る必要があります。

#### 上位計画における主なキーワード

「市民と行政の協働」、「地域コミュニティ活動の活性化」、「子供が健やかに育つ地域づくり」  
 「災害に強い都市基盤整備」、「人と自然が共生したまちづくり」、「豊かな自然の次世代への継承」

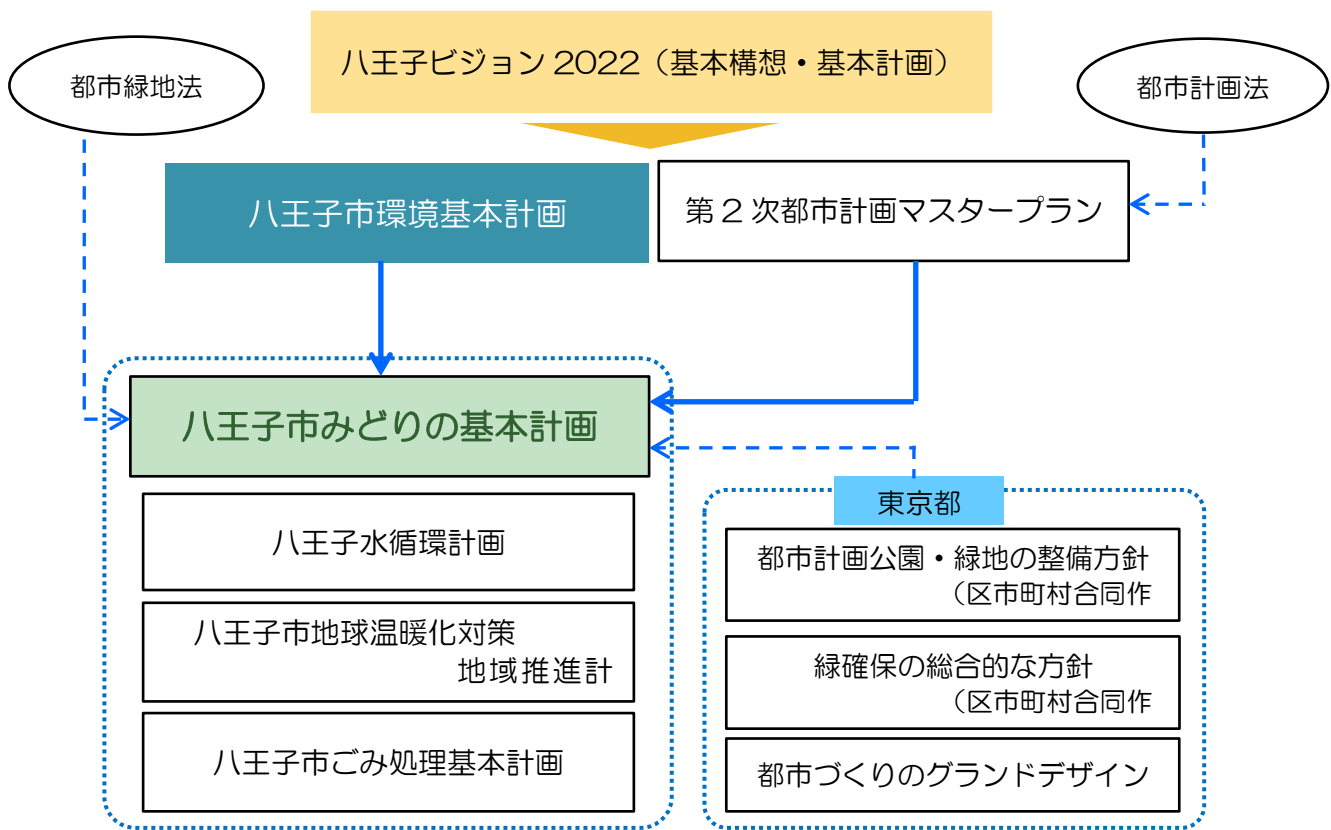


図. 八王子しみどりの基本計画の位置づけ

### (4) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。なお、計画策定から5年度の令和7年度（2025年度）に中間見直しを行い、その他社会情勢の変化や計画の進捗に状況等に合わせて、必要に応じた見直しを行うこととします。

### (5) 本計画の“みどり”とは

本計画では、「みどり」は樹木や草花のほか、樹林地、草地、公園、農地、水辺地などとそれらが一体となって構成されている自然的環境や人との関わりを含めた自然的環境と定義します。

これらみどりには下記のような多様な要素が含まれます。

- 自然の動植物などの生き物・まちにうるおいを与える木々や花など
- 生き物相互あるいは地形・土壌・水・大気・気象・人為など周囲との関係の上に成立している生態系
- 公園・森林・農地・水辺地などの緑被地やオープンスペース
- レクリエーション、防災、大気汚染や騒音の防止、水質の浄化、気象の緩和などの機能を持つ空間
- 快適さ・美観・愛着・八王子らしさなどの人の意識や生活と関わる景観



イラスト



## 2 みどりの機能

みどりは、大気の浄化や二酸化炭素の吸収などそれ自体が持つ直接的な機能のほかに社会生活と深い関わり合いの中で形成される間接的な機能など、多面的で複合的な機能を多く有しています。これら機能は我々の生活や生き物の生存のための基盤となるだけでなく、生活の質（QOL）の向上や都市の魅力を高めるなどまちづくりにも欠かせない要素となっています。

本計画では多種多様なみどりの機能を大きく以下の図のように整理しました。

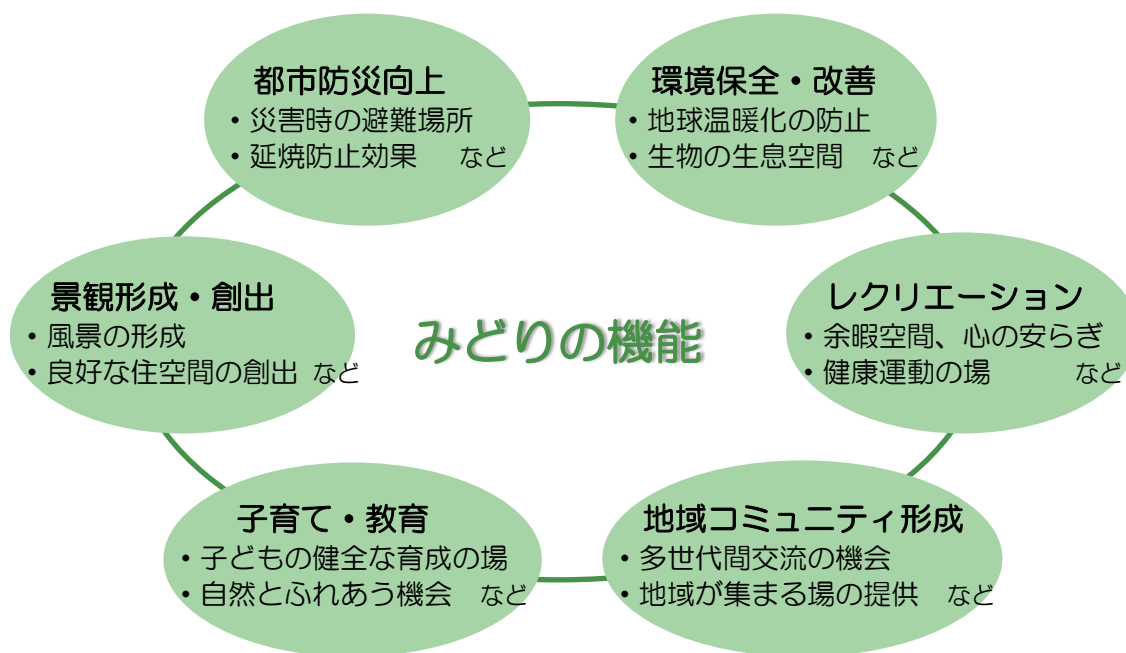


図. みどりの機能

### ① 環境保全・改善

まちなかの植物は、水分の蒸発や日かげをつくるなどにより、高温化を和らげます。また河川や樹林地に沿って涼しい風が運ばれるなど、都市のヒートアイランド現象を緩和する効果があります。さらに植物は二酸化炭素吸収源であることから地球温暖化の軽減の観点からも重要です。

また雨水を蓄える機能や地下水の水量調整する機能により健全な水の循環に役立っています。

森林、里山、河川、田畑など多様な自然環境は様々な生き物の生息・生育環境の基盤となっており生物多様性を確保する上で非常に重要な役割があります。



## ② 都市防災向上

みどりは震災などの非常時には避難場所や復旧活動の拠点として活用されます。また公園や農地などのまとまったスペースや植栽帯は火災の延焼防止に役立ちます。さらに農地にある井戸を利用することで災害時における被害の軽減にも役立ちます。

写真

## ③ レクリエーション

みどりは運動やスポーツの場を提供することで、市民の健康の維持や増進に寄与します。

また散歩やお花見など様々な余暇活動を通じた心身のやすらぎやリフレッシュをもたらしてくれます。

さらに特徴あるみどりは地域の観光としても重要な資源となります。



上柚木公園

## ④ 景観形成・創出

人の生活や歴史と一体となって形成されるみどりは都市の景観を特徴づけます。また季節を感じる事ができるみどりやみどりによる美しい街並みはまちの印象を向上させる効果があります。

さらに地域のシンボルとなるみどりは地域の賑わいの向上にも貢献します。



八王子景観 100 選（甲州街道のイチヨウ並木）

## ⑤ 地域コミュニティ形成

みどりは日ごろからのコミュニケーションの場となることで地域のコミュニティ形成に寄与します。

さらにみどりを利用したお祭りや催し事、ボランティアによる維持管理活動は地域住民の交流活性化や新たなコミュニティの形成にも寄与します。

また地域の共有財産を通じた交流により、地域への愛着や地域の活動が活発になることによる防犯性の向上にも役立ちます。



みどりの活動を通じた交流

## ⑥ 子育て・教育

みどりは子どもの遊び場や身体を動かす場となります。さらに自然体験が豊富な子どもほど自律性・協調性が備わる傾向があるなど子どもの健全な育成に寄与します。

また環境教育、環境学習など自然と触れ合い体験しながら学ぶことのできる場を提供することで次世代を担う子どもたちのための貴重な学習の場としての役割を發揮します。



環境学習

このようにみどりは多様な機能を持っており、持続可能な社会の形成に寄与する「グリーンインフラ」として位置付けられます。

またみどりは平常時にはレクリエーションや子育ての場として活用できるものが災害時には避難場所として活用されるなど、多様な機能を同時に發揮できることが最大の利点です。さらに里山を管理することにより生物多様性が豊かになり、その結果環境教育の場としての価値が向上するといった人の利活用による価値向上の相乗効果もあります。

今後の緑とオープンスペース政策ではこれらの機能を地域の実情に応じて、より効果的に發揮させることが求められます。

# 第2章

## みどりの現状と課題

1 八王子市の概要.....	7
2 前計画からの課題.....	9
(1) 前計画の目標.....	9
(2) 主な成果と課題.....	11
3 みどりに関わる社会情勢など.....	14
(1) 社会情勢への対応.....	14
(2) 自然環境問題への対応.....	15
4 国等の方向性.....	17
5 市民意見.....	19
6 計画改定の考え方.....	21

# 1 八王子の概要

## (1) 位置・地勢

八王子市は東京都の西部に位置しており、面積は18,638haです。

地形は、山地、丘陵、台地、低地の4つに大きく分類されます。西には高尾山や陣馬山に代表される山々が連なっており、山地からは複数の丘陵が東に伸びています。丘陵地に囲まれるように市街地が形成され、豊かな自然と市街地が近接する本市特有の環境を形作っています。

起伏の多い変化に富んだ地形によって多くの河川や湧水が存在し、河川は東へ向かって流れています。市内には18の一級河川があり、河川沿いには段丘が形成されています。

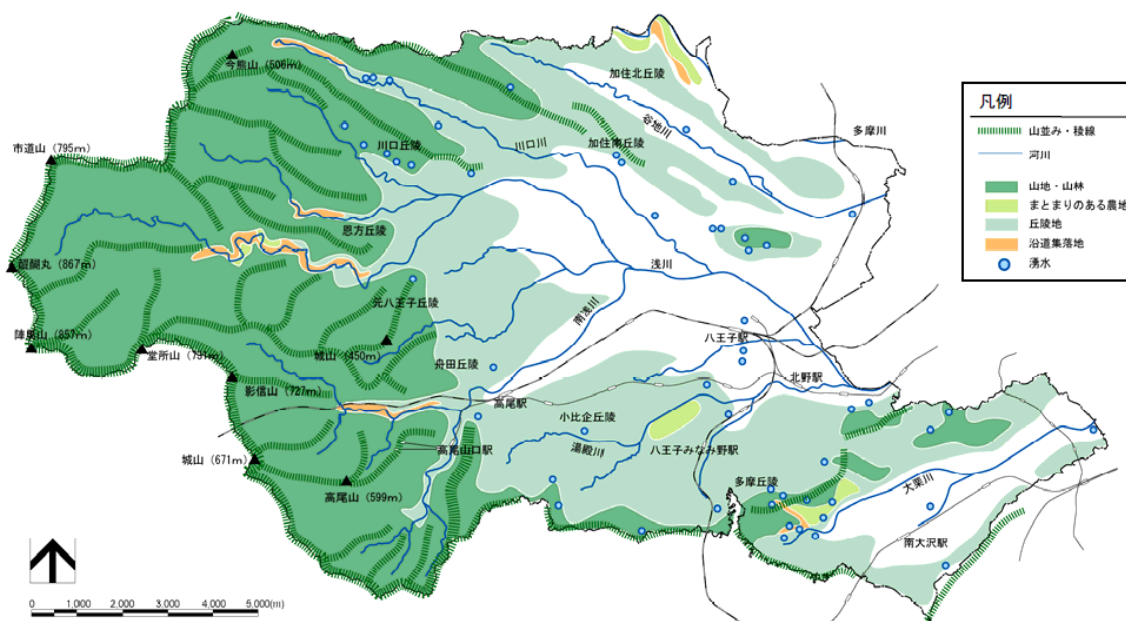


図. 市街地を取り囲む丘陵地と水系の分布（八王子市景観計画 平成30年）



図. 八王子の自然と都市の景観概念図（八王子市景観計画 平成30年）



市域は市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」により「中央地域」「北部地域」「西部地域」「西南部地域」「東南部地域」「東部地域」の6地域に区分されており、各地域によってみどりの状況は大きく異なります。

西部、西南部地域には明治の森高尾国立公園など樹林地としてのみどりが多い一方、東部、東南部地域のニュータウン開発区域は公園緑地としてのみどりが多くなっています。

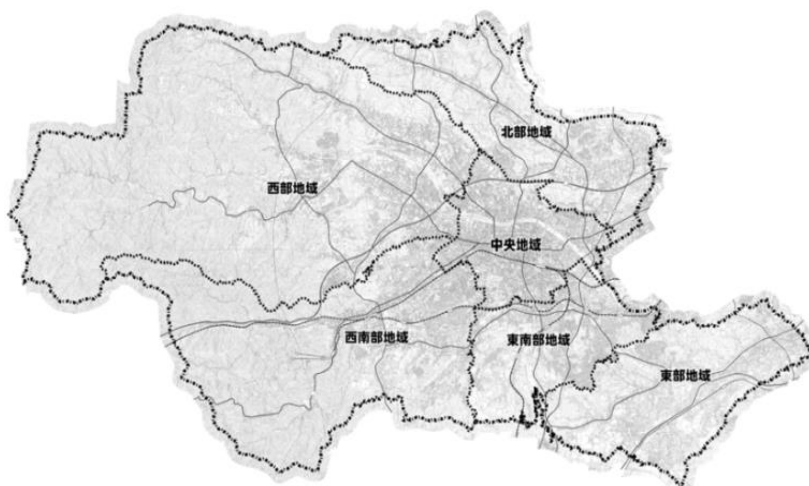


図. 地域区分（八王子市景観計画 平成30年）

## (2) 人口動態

国勢調査によると、本市の人口は昭和40年では207,753人でしたが、市郊外の丘陵を中心に宅地開発が行われ、さらに昭和50年代には多摩ニュータウンの入居が始まったことから人口が急増し、平成22年には580,053人となりました。その後平成27年調査では577,513人となりました。

シミュレーションによる人口の推計では、今後10年で総人口は約4～6%減少する一方、老年人口の割合は2～3%増加すると想定されています。

本市の特徴として、大学が多いため18～23歳の若い世代が多いこと、また地域によって人口の推移が異なることが挙げられます。



図. 人口ピラミッド

(八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略 平成30年度改定版より作成)

## 2 前計画からの課題

### (1) 前計画の目標

#### ① 緑被率

緑被率はある区域における緑に覆われた面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、林地、草地・農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園の緑、街路樹などが含まれます。前計画策定時の調査では緑被率 61.0%（平成 19 年）で、前計画の目標は「現在の水準を確保」でしたが、改定に伴う平成 29 年調査では 58.4%でした。

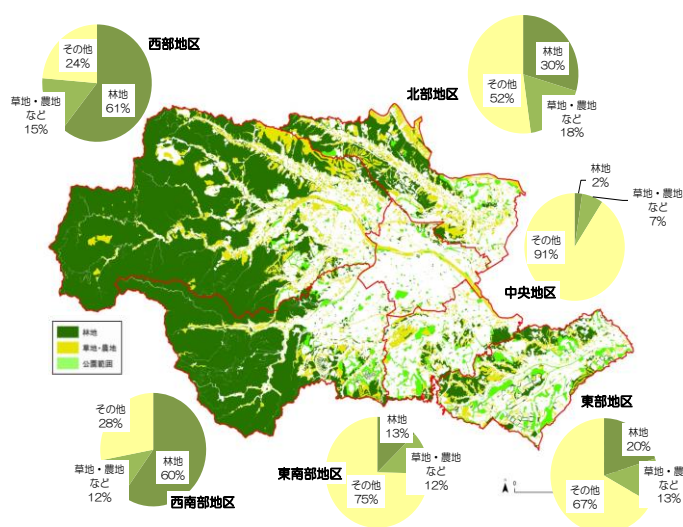


表. 緑被率 調査結果

地域	H19年度	H29年度	増減
中央	10.4%	9.3%	-1.1%
北部	51.9%	47.8%	-4.1%
西部	77.4%	76.3%	-1.1%
西南部	73.3%	72.0%	-1.3%
東南部	27.0%	25.3%	-1.7%
東部	36.8%	33.0%	-3.8%
市全域	61.0%	58.4%	-2.6%

図. 市内の緑被の状況 (平成29年度)

減少原因については私有樹林地や農地の減少がありますが、北部及び東部の減少率が大きい要因としては、北部は戸吹北区画整理事業、八王子インター北区画整理事業、新滝山街道の整備など都市計画に伴う事業、東部では新住宅市街地開発事業（多摩ニュータウン）などが挙げられます。

一方、そのような場所に関しては、緑地の設置や公園の整備などによって計画的なみどりの確保に努めました。特に東部地域では開発に伴って鏡水小山緑地（約10.8ha）、堀之内寺沢里山公園（約5.3ha）などの公園緑地の整備や緑地協定などにより良好な住環境を形成しました。

参考：みどりの満足度（市民アンケート）

「満足+どちらかと言えば満足」

⇒ 東部地域 83.2%  
市内全域 56.3%

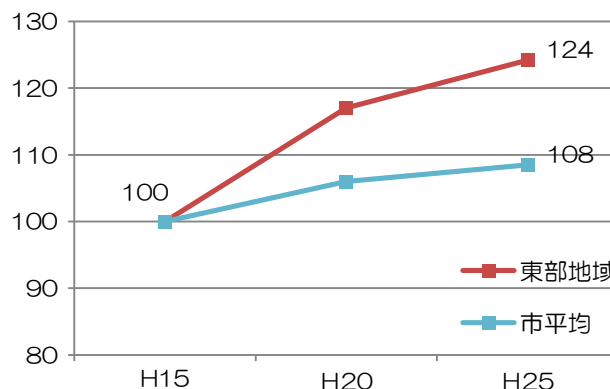


図. 公園緑地の面積変化率  
(東京都みどり率より市独自集計)

② 公園の充足率

市内には930か所（平成30年度）の都市公園などが存在します。都市公園はその規模と役割によって、誘致距離が定められており街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1km となっています。この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域内の誘致圏を示すことによって、公園の充足の状況を明らかにすることができます。前計画策定時の調査では公園充足率81.2%（平成21年）で、前計画の目標は「90%」でしたが、改定に伴う平成29年調査では84.0%でした。

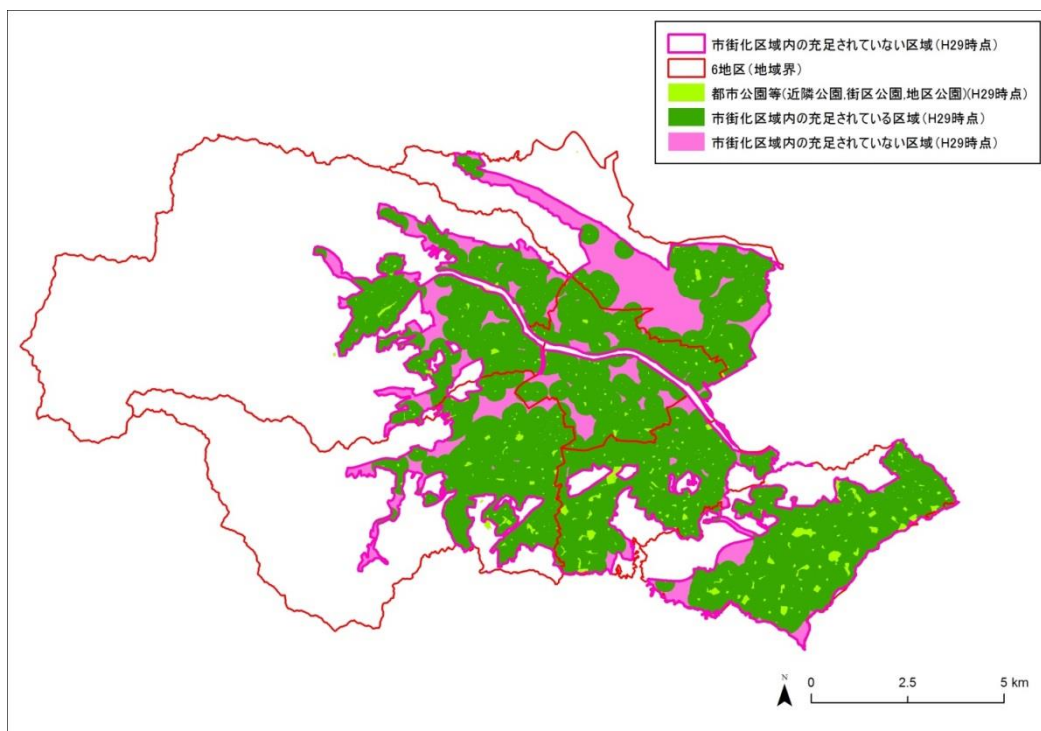
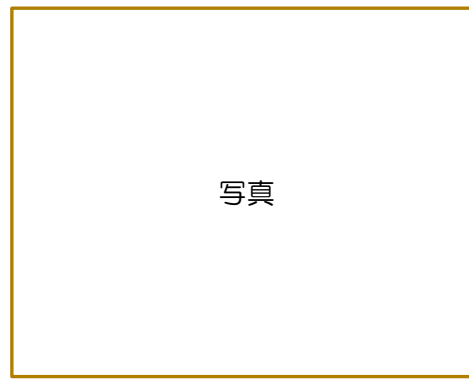


図. 都市公園の誘致圏（平成29年度）

計画期間中には充足率の不足していた地域に堀之内寺沢里山公園や戸吹廣町公園などを整備しました。



都市公園：都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地、国が整備した国営公園の他、緩衝緑地、緑道、墓園など様々な種類の公園の総称です。



(2) 主な成果と課題

平成22年(2010年)の計画策定以降、基本理念「みどりを市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」のもと様々な取り組みを推進してきました。ここでは取り組みの成果を踏まえた主な課題を整理しました。

① 前計画での主な成果

《みどりの確保を推進》

○貴重なみどりを保全するため、緑地の公有化や民有樹林を斜面緑地保全区域に指定するなどの取り組みを実施しました。その結果、法や条例により担保された樹林地面積は計画当初から約42ha増加しました。

特に担保性の高い特別緑地保全地区は計画当初から約30.5haの追加指定を行い現在70.1haと約1.7倍に増加しました。

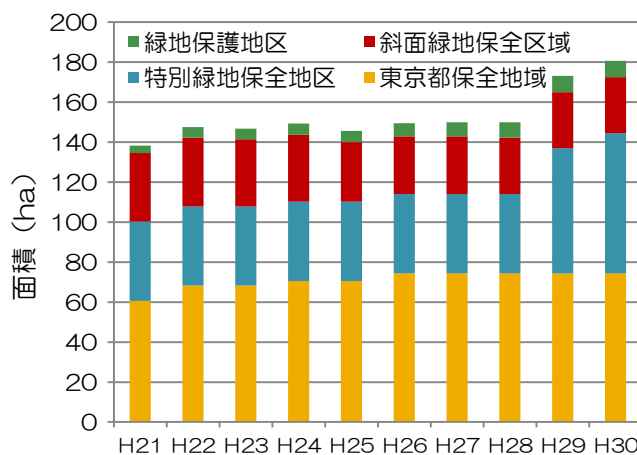


図. 保全した樹林地の面積推移



上川の里特別緑地保全地区



金比羅特別緑地保全地区

○公園の新規整備により市民の憩いの場を増やし計画当初から○か所の公園を増設しました。特に多摩ニュータウン開発に際して計画的に公園緑地を整備することで、失われるみどりの保全と快適な住環境の形成に寄与しました。

○湧水のある公園ではその特性を活かした整備を行いました。(○か所)

○生産緑地地区の指定により農地の保全に努めました。(○地区)

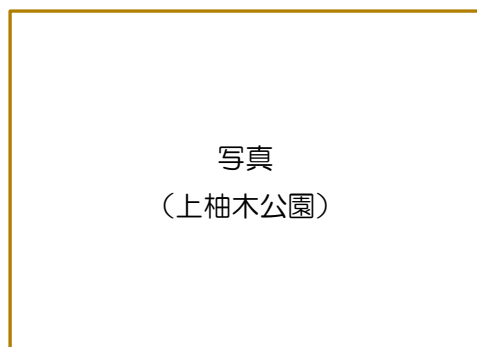
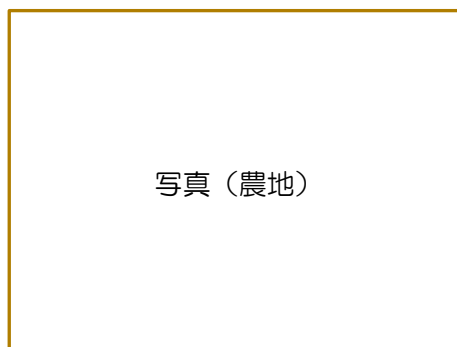


写真  
(上柚木公園)



写真(農地)

《協働による取り組みを推進》

○本市の玄関口となる JR 八王子駅前の「みどりの空間」の維持管理を市民ボランティアと協力して実施しました。

○みどりに関わる人材の育成を、里山サポーター育成講座やはちおうじ農業塾など、地域特性に応じて行いました。

○みどりの維持管理を市民と協力して行い、公園アドプト団体数は計画当初の 227 団体から 273 団体に増加しました。また水辺の見護り制度を創出し、22 団体に増加しました。

○環境教育、環境学習を里山、農地、河川など多様な環境で実施し、子どもたちがみどりを学べる機会を創出しました。また企業や地元住民と連携して実施することで活動の充実に努めました。

○市制 100 周年の中心的事業として第 34 回全国都市緑化はちおうじフェアを開催しました。市民ボランティアと連携した花壇づくりなどを取り組むとともに、市民の緑化意識の醸成を図り学びの場を創出するなどの取り組みを実施しました。



ボランティアによる駅前花壇の維持活動



里山サポーター育成講座



八王子浅川水辺の楽校



全国都市緑化はちおうじフェア

## ② 今後取り組むべき主な課題

## ◆ ストックされたみどりへの対応

○みどりの確保によって、特別緑地保全地区の面積や公園数は増加しました。特に公園については一人あたりの公園面積が、東京都内でも高い数値となっています。しかしながら、これらストックされたみどりを十分に活用しきれていないのが現状です。そのため、これまで確保したみどりをいかに有効に活用するかが課題となっています。

またストックされた全てのみどりを一斉に活用整備することは困難なため、それらを推進する拠点の選定が必要です。

○公園や緑地、河川などのみどりを適切に維持管理及び更新する必要があります。その際には安全性や生物多様性などに配慮して行うことが求められます。

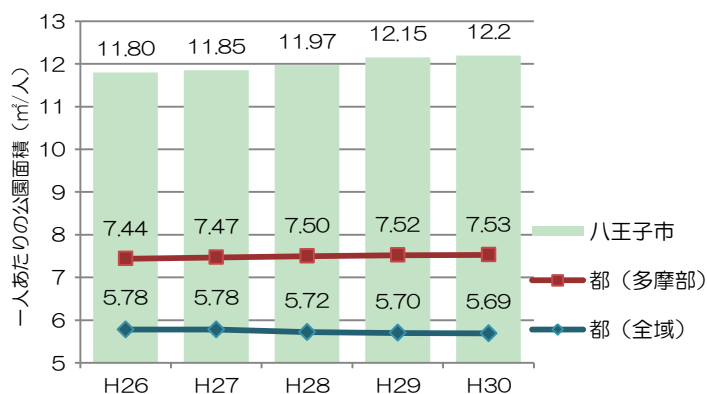


図. 一人あたりの公園面積の比較（都建設局データ）

○厳しい財政状況が想定されているなかで、事業に必要な財源を生み出す発想が求められます。そのためには民間ノウハウの利用など効果的なみどりの活用手法の検討が必要です。

## ◆ みどりの量への対応

○各施策により樹林地が保全される一方で、緑被率や農地面積は減少しました。そのため今後も様々な制度により減少するみどりへの対策や新たなみどりの創出が必要です。またみどりを創出する際には、良好な景観形成などみどりの機能を重視する必要があります。

○公園の整備は着実に進みましたが、市の条例に基づく「市民一人あたりの公園面積（12.5 m²/人）」には及んでいません（12.2 m²/人 平成31年3月）。

○地域によってみどりの量に大きな偏在があります。特に人口密度の高い中央地域は緑被率（9.3%）、一人あたりの公園面積（0m²/人）と市内で最も少ない状況です。

○生産緑地地区は年々減少傾向で、2022年には指定期間の満了による減少が予想されます。

## ◆ 多様な主体との連携のさらなる推進

○本市では市民の皆様との協働によって維持管理されているみどりが数多くあります。今後は高齢化などによって参加者の減少が推測されるため、協働のすそ野を広げるための取り組みが必要です。

○主体的に取り組む人材を育てるためには、多くの市民がみどりの活動に参加するためのきっかけを作ることが重要です。またこの取り組みを市民ニーズに合わせて進めることが重要です。

○緑化フェアで向上させた市民の緑化の意識を継続させる取り組みが求められます。

○計画期間を越えてみどりを将来に引き継ぐためには、子どもたちがみどりに触れ、知り、好きになることが重要です。そのため環境教育・環境学習の一層の取組み推進が必要です。

### 3 みどりに関わる社会情勢など

#### (1) 社会情勢への対応

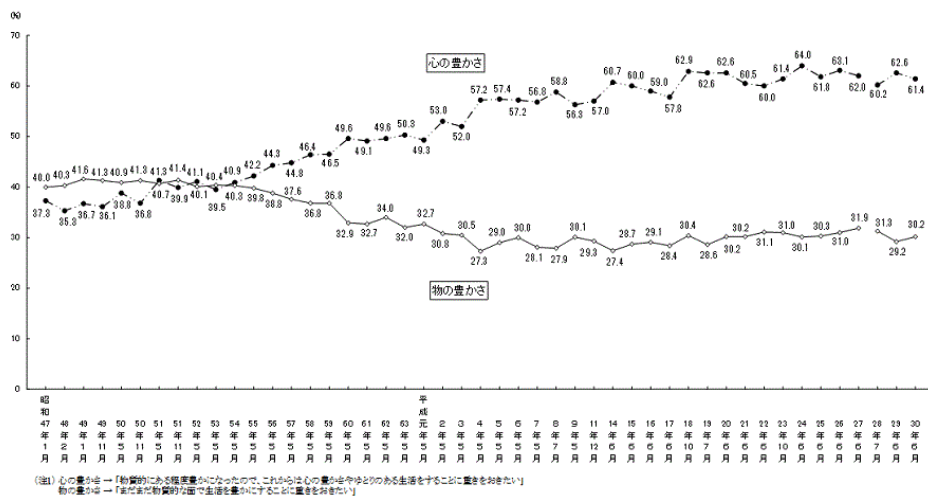
##### ① 少子高齢化・人口減少社会の進行

今後の人口減少によって、地域における人のつながりが失われ、地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。そのため地域の人たちが活動して、コミュニティが活性化する場としてみどりの活用が必要となってきます。加えて少子高齢化に対応した公園の整備や民有林所有者の高齢化などによる管理対策なども求められます。

また「高齢者の経済・生活環境に関する調査」(内閣府 H28)では住んでいる地域での社会的活動(貢献活動)状況において、「特に活動していない」が約7割を占めています。今後の社会において高齢者が活躍できる場としてみどりが活用されることも期待されます。

##### ② ライフスタイル・価値観の多様化

「国民生活に関する世論調査」(内閣府 H30)において今後の生活において重視することとして「物質的な面で生活を豊かにする」より「心の豊かさやゆとりのある生活をする」割合が高まっています。そのためこれからの成熟社会においては、みどりの活用による市民生活の質(QOL)の向上や余暇生活へのニーズに貢献する必要があります。



(「国民生活に関する世論調査」H30年 内閣府)

##### ③ 社会インフラの老朽化

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備されました。そのため社会資本整備が直面する課題として「加速するインフラ老朽化」が第4次社会資本整備重点計画(国土交通省 H27)で指摘されています。

本市においても、都市公園のうち約4割が平成元年度から平成10年度に整備されており、安全管理や効率的な維持管理が求められます。



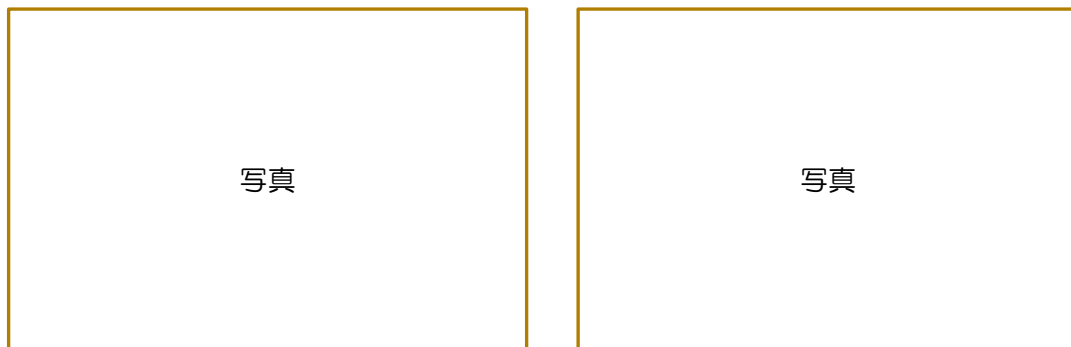
## (2) 自然環境問題への対応

### ① 自然災害への対応

都市において緑とオープンスペースは「災害時の避難の場」、「火災、爆発による災害の緩和、防止」、「災害対策の拠点」、「自然災害の緩和、防止」、「防災教育の場」などの役割を有するとされています。平成7年（1995年）に発生した阪神淡路大震災では街路樹や生け垣、都市公園が延焼の遅延、防止に役立ち、火災による被害を軽減させたことが報告されています。平成23年（2011年）に発生した東日本大震災では、緑とオープンスペースは災害発生時の避難場所だけでなく、避難生活の場や復旧・復興支援のためとしての機能を発揮しました。また東京においては帰宅困難者の一時滞在や休憩所等に利用されました。

さらに緑とオープンスペースは水害や土砂災害への対策としても有効に機能し得ることが報告されています。

本市においても今後発生が予測される首都直下地震や近年頻発している集中豪雨などの自然災害への対応策として、みどりの重要性が高まっており対応が求められます。



### ② 地球温暖化の進行

地球温暖化による気候変動の進行によって局地的な集中豪雨の発生、台風の大型化、猛暑日の増加など、自然災害の脅威が高まり、市民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。

気候変動への対応として、平成28年（2016年）に策定された地球温暖化対策計画では都市における緑地や農地の保全などにより熱環境の改善を通じた都市の低炭素化を推進することが示されており、本市においてもみどりの保全や創出などの取組推進が重要となっています。

#### コラム「みどりによる気候変動への適応策」

地球温暖化などの気候変動により既に生じている、又は将来予測される影響による被害の回避や軽減のことを適応策と言います。

都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加が懸念されるなか、みどりを活用した適応策としては、屋上緑化やみどりのカーテンなどがあります。植物は直射日光を遮り、日かげを提供するだけでなく、植物に含まれる水分の蒸発などでも気温の低減に寄与します。

みどりのカーテン

### ③ 生物多様性の保全

「生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」は地球上の生き物の約 100 万種が存続を脅かされていると警告しており、生物多様性の保全が急務となっています。

生物多様性国家戦略 2012-2020 では生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題として、生物多様性の社会への浸透や重点的に保全すべき里地里山を明らかにするなど人口減少等を踏まえた国土の保全管理を挙げています。また緑の基本計画に生物多様性確保の視点を反映するため、平成 23 年に都市緑地法運用指針を改正し、緑の基本計画に基づく生き物の生息・生育空間として重要な緑、水辺空間の保全と創出の重要性を示しています。

さらに東京都の「緑施策の新展開 ～ 生物多様性の保全に向けた基本戦略～」では市区町村に「住民、企業、NPO等と連携した地域に密着した緑の保全・創出活動の推進」や「生物多様性の重要性を学習し体験する機会の提供に努める」などの役割が期待されています。

生物多様性の保全には人の手が入らない方が良い場合だけでなく、人の手が入ることによって保全されるケースもあり、地域の特性に応じた取組みが必要です。さらに生物多様性への理解と関心を高めるための周知啓発や子供たちへの環境教育・環境学習も推進する必要があります。

#### コラム「生物多様性保全のための里地里山の重要性」

里地里山は、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域であり、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています。長い年月を通じた農業や林業などの人の営みにより雑木林、水田、草原などが形成され、持続的に利用されてきた里地里山は、近年持続可能な社会モデル「SATOYAMA」として国際的にも注目されています。

人の手により形成されてきた自然環境にはその環境を好む生き物たちによって特有の生態系が成立してきました。里地里山には多くの生き物が依存しており、生き物と人が共生している空間となっています。

しかし、人口減少や営農形態の変化などによって人の手が入らなくなったことにより、里地里山の荒廃が懸念されています。生物多様性国家戦略における「生物多様性の危機」でも里地里山に対する人間活動の縮小が挙げられているように人の手が入らなくなった環境では、里地里山特有の自然環境が失われ、そこに住む生き物にも大きな影響があります。

そのため本市でも生物多様性保全のために里地里山の適正な管理や保全が求められています。

写真  
(里山の生き物)

## 4 国等の方向性

八王子市みどりの基本計画を策定して以降、国や東京都などではみどりに関連する下記の主要な施策が展開されてきました。

・都市計画公園・緑地の整備方針（東京都）	平成23年（2011年）12月
・生物多様性国家戦略2012-2020	平成24年（2012年）9月
・緑確保の総合的な方針改定（東京都）	平成28年（2016年）3月
・都市農業振興基本計画	平成28年（2016年）5月
・「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書	平成28年（2016年）5月
・持続可能な開発の目標（SDGs）実施指針決定	平成28年（2016年）12月
・都市緑地法等の一部を改正する法律	平成29年（2017年）6月
・都市づくりのランドデザイン策定（東京都）	平成29年（2017年）9月
・第五次環境基本計画	平成30年（2018年）4月
・東京都が新たに進めるみどりの取組（東京都）	令和元年（2019年）5月
・グリーンインフラ推進戦略	令和元年（2019年）7月

### ① 「新たな都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書

これからの緑とオープンスペース政策として、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備等の社会状況を背景に「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、以下の重視すべき観点を示しました。

#### 【重視すべき視点】

ストック効果の向上 : 整備、面積の拡大重視から使うことや活かすことの重視へ

民との連携の加速 : 行政主体の整備、維持管理から市民やNPO等の主体的な活動支援や民間施設との積極的な連携へ

都市公園の柔軟な利用 : 硬直的な都市公園の管理から地域との合意に基づく弾力的な運用やまちづくりの一環としてのマネジメントへ

### ② 都市緑地法等の一部改正

平成29年6月に民間の活力を最大限活かした緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、関係法令を一括して改正しました。

#### 緑地・広場の創出（都市緑地法）

- ・民間による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- ・緑の基本計画の計画内容の拡充（都市公園の管理、都市農地の保全等）
- ・緑地の定義に農地が含まれることを明記

都市公園の再生・活性化（都市公園法等）
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 都市公園で保育所等を含む「社会福祉施設」を設置可能</li> <li>◦ 民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度創設</li> <li>◦ 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）</li> <li>◦ 公園の活性化に関する協議会を設置可能</li> </ul>
都市農地の保全・活用（生産緑地法等）
<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 生産緑地地区の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能</li> <li>◦ 生産緑地地区内で直売所、農家レストラン棟の設置が可能</li> <li>◦ 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創出</li> </ul>

### ③ グリーンインフラ推進戦略

昨今の自然災害の激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、持続可能で魅力ある都市や地域の形成を目指すグリーンインフラの取組推進が示されました。

グリーンインフラの活用を推進すべき場面例	
気候変動への対応	植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など
投資や人材を呼び込む都市空間の形成	自然豊かで居心地が良い魅力ある都市空間の形成による人材、企業、民間投資の呼び込み
都市空間の快適な利活用	インフラの更新・改良、公的施設の再編や個別の民間開発に際して、緑と水のネットワークの形成
生態系ネットワークの形成	多自然川づくりや重要な湿地や緑地の保全、分断化された自然をつなぐことによる生物の生息・生育環境等の保全
豊かな生活空間の形成	公園、緑地、河川、農地等を活用して人々が集い、楽しみながら、環境教育やレクリエーションなど多様な活動の舞台となる生活空間の形成

グリーンインフラ：国土形成計画においてグリーンインフラは「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」として定義しています。



## 5 市民意見

みどりの保全や緑化の推進には市民の協力が不可欠です。計画改定に向け、今後取り組むべき施策や市民ニーズを把握するため、次のとおり市民意見の把握を行いました。

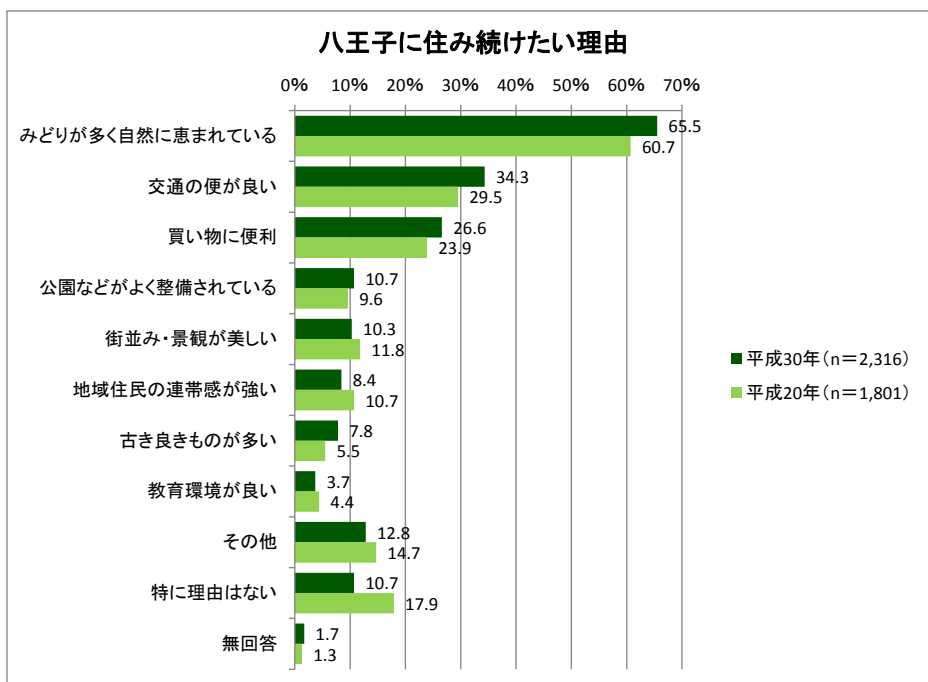
- ① 市政モニターアンケート（平成 29 年（2017 年）8 月実施）
- ② 子育て世代向けアンケート（平成 30 年（2018 年）11 月実施）
- ③ 環境市民会議向けアンケート（平成 30 年（2018 年）11 月～1 月実施）
- ④ 市民アンケート（八王子のみどりと公園に関する意識調査）（平成 31 年（2019 年）3 月実施）
- ⑤ パブリックコメント（令和元年（2019 年）12 月～令和 2 年（2020 年）1 月実施）

### 調査結果概要

補足：結果取りまとめについては資料編に掲載予定

#### ○ 定住意向について

市内への定住意向は市民の9割近くが有しており、その理由として65%以上の市民が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています（平成30年度市政世論調査）。



（資料：平成 30 年度市政世論調査）

#### ○ 今後のみどりのあり方について

今後、本市におけるみどりのあり方として「量を増やすこと」より「質を高めること」の方がより大切だと考えている市民が多い結果となりました（市政モニターアンケート）。

市街地部（家屋、商業施設や商店街が密集した土地、区域）

郊外部（建物の密集する市街地に隣接した地帯）

	構成比 (%)
みどりの「質を高めること」	68.8
みどりの「量を増やすこと」	31.3

	構成比 (%)
みどりの「質を高めること」	71.9
みどりの「量を増やすこと」	28.1

○ みどりの役割について

大切だと思うみどりの役割について「心に安らぎを与える」、「季節感を与える」（市政モニターアンケート）、「美しいまちなみ・きれいな景色の形成」（市民アンケート）が多く、心理的・視覚的な存在意義を大切にする傾向が高い結果となりました。

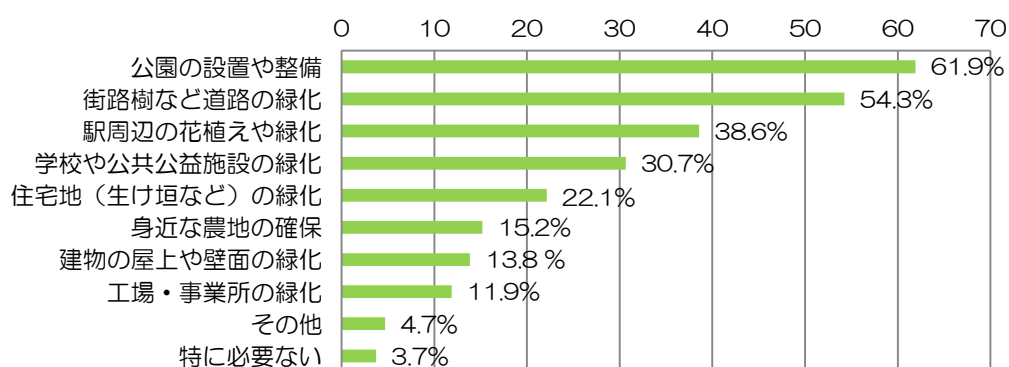
○ 開発との関わりについて（市民アンケート）

みどりの保全と開発の調和に関して、市民の約7割が「市内の開発はやむを得ないが、保全や緑化によって可能な限り市内のみどりを確保すべき」との考えを有しており、開発時に緑化を義務付けるなどの施策が重要となります。

○ みどりの満足度向上について（市民アンケート）

まちなかのみどりの満足度をさらに高めるためには、「公園の設置や整備」、「街路樹や道路の緑化」、「駅周辺の緑化」が必要だと回答しています。

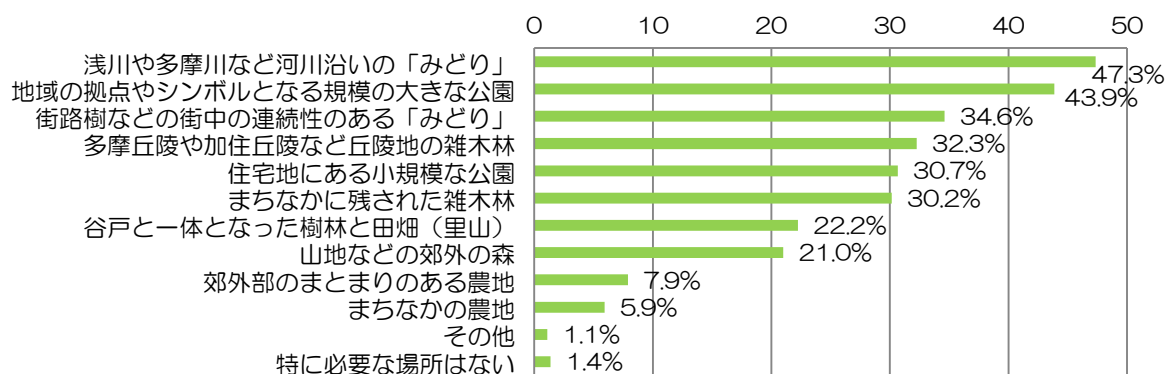
まちなかのみどりの満足度のための取り組む内容について



○ 保全や維持管理が必要なみどりについて（市民アンケート）

特に保全や維持管理が必要だと考えるみどりは「浅川や多摩川など河川沿いのみどり」や、「地域の拠点やシンボルとなる規模の大きな公園」が多い結果となりました。

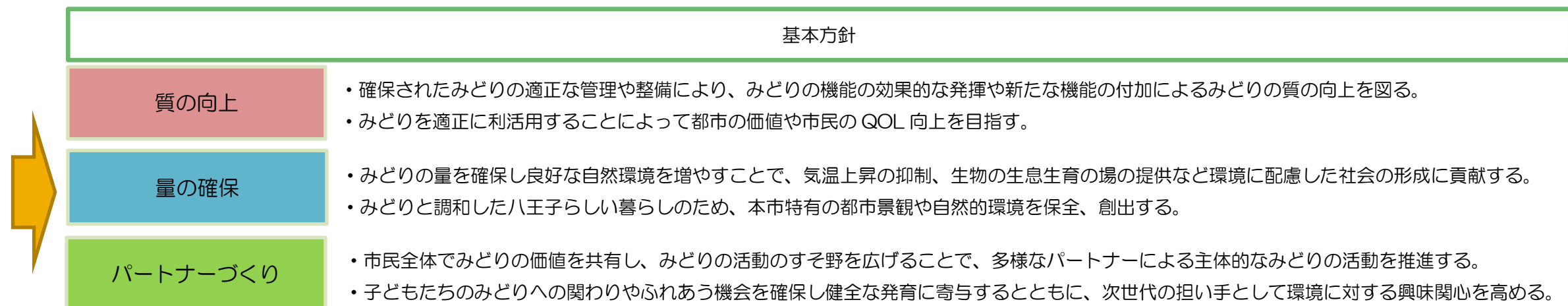
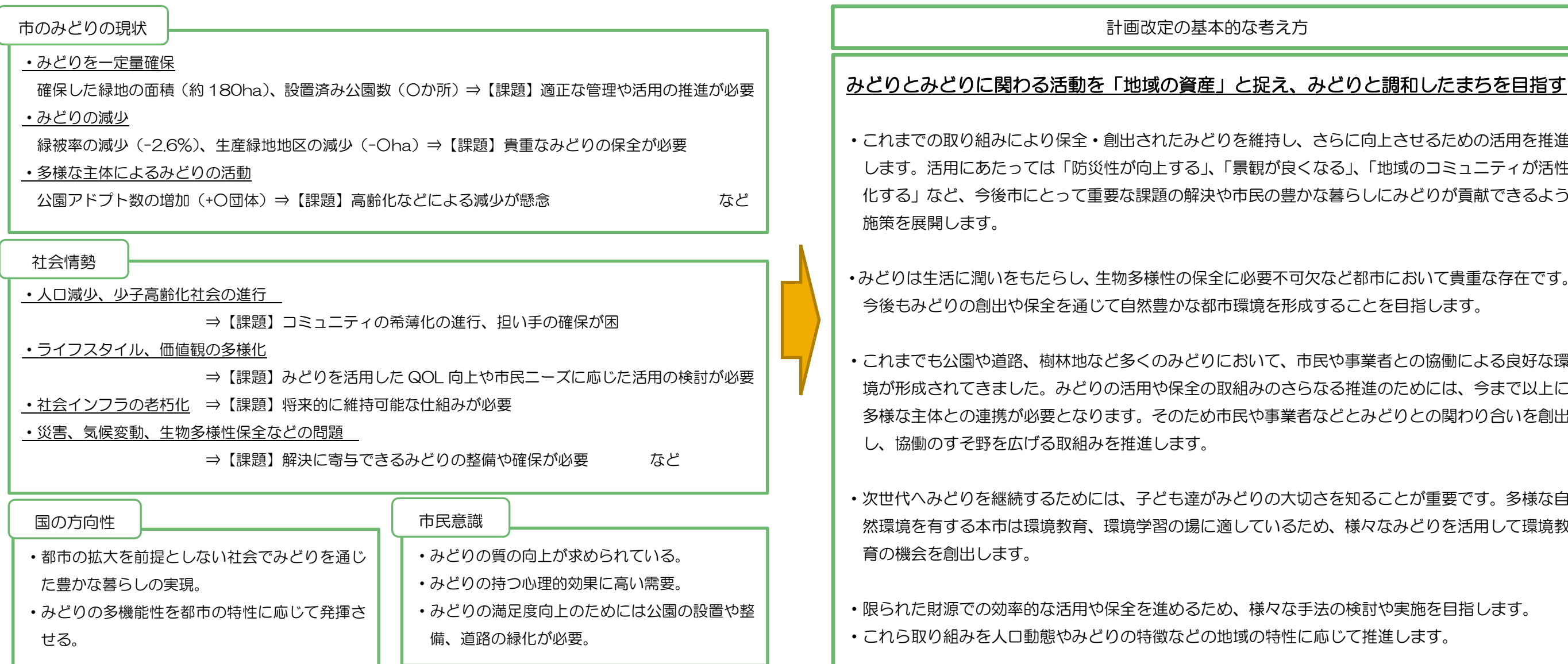
特に保全や維持管理が必要だと考えるみどりについて



## 6 計画改定の考え方

計画を改定するに当たり、これまでの取り組みや社会情勢などを踏まえて新しい基本計画の考え方を整理しました。

みどりの現状や社会情勢を踏まえた今後の本市に求められることとして、みどりの量の確保を図りつつも、確保したみどりを有効に活用してみどりの価値を高めることが挙げられます。



## 持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会をめざすための世界共通の行動目標であり、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、平成42年（2030年）までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決をめざしており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。一見、環境との関わりが浅いゴールもありますが、すべてが相互に関係しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで持続可能な社会をめざすものです。

国でも、平成28年に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

これらの国の動向に基づき、本計画においても、それぞれの施策方針とSDGsのうちの特に関連の深い目標を示し、本計画に定めた施策を着実に実行することで、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現に貢献します。



出典：国連広報センター

## 八王子市みどりの基本計画に特に関連の深いと思われるSDGsの項目



施策方針：



施策方針：



施策方針：



施策方針：



施策方針：



施策方針：



施策方針：

作成中

# 第3章

## みどりの基本計画

1 基本理念.....	25
2 みどりの将来像.....	26
3 基本方針.....	27
4 計画の目標.....	28
5 施策の構成.....	29
6 リーディング・プロジェクト.....	30
7 施策の展開.....	34



## 1 基本理念

みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の  
協働により次世代に継承する

八王子へ住み続けたいと思う市民のうち65%以上が「自然に恵まれている」ことを理由にあげています。さらに都市の防災性の向上や地球温暖化、生物多様性保全への対応などみどりの持つ機能に対する期待が高まっています。

このような機能を持つみどりは、八王子市の財産であり、新たに作り出すのは大変難しいものです。私たちは、この豊かなみどりを守り育てていかななくてはなりません。

そのためには、市民・事業者・行政のパートナーシップを築き、豊かなみどりを次世代に継承していくことが必要です。

以上のことから、本計画の基本理念を「みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」とします。

## 2 みどりの将来像

自然とまちと人を結び  
『みどりの環境調和都市』

みどりは、多くの人々にやすらぎを与え、うるおいをもたらすだけでなく、生物多様性の保全や健全な水循環系の構築、都市・地域の防災性の向上、地球温暖化の防止など多面的な機能を持っています。

このようなみどりが持つ多面的な機能を十分に理解し、中心市街地から山地に至る本市の地域特性を踏まえみどりの保全と活用を進めていくことが必要です。

そのため、本計画では、みどりの将来像を旧計画と同様に「自然とまちと人を結び『みどりの環境調和都市』」とします。

※将来像図（緑のネットワーク図含む）及び活用のイメージ図

※みどりの創出や保全は長期的な取り組みによって実現可能となるため、計画期間にとらわれず長期的な視点から将来像を示しています。



### 3 基本方針

基本理念や将来像を踏まえ、次の基本方針に沿って、みどりの活用、創出、保全などに関する施策を展開していきます。

#### 質の向上

##### 基本方針Ⅰ

#### みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり（案）

市民の豊かな暮らしや社会的課題に対応するためみどりの活用や創出を図ります。活用や創出にあたってはみどりの機能を通じて、まちの魅力向上や安全で快適な暮らしの実現などに貢献する取組みを推進します。多様なみどりの機能を発揮させることによってみどりの価値を高めていきます。

イメージ図

#### 量の確保

##### 基本方針Ⅱ

#### みどりの確保による豊かな自然環境との共生（案）

本市特有の貴重なみどりを将来に継承するため、減少しつつあるみどりの保全を図ります。特にみどりのネットワークとして地理的に重要なみどりや多くの機能が発揮できるみどりは拠点として重点的な保全を推進します。これらの取り組みによりみどりと調和したまちを目指します。

イメージ図

#### パートナーづくり

##### 基本方針Ⅲ

#### 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承（案）

みどりの価値を高め、みどりと調和したまちの形成を推進するため、多様な主体と一体となってみどりの活用や保全管理を図ります。そのため人材の育成やさらなる連携強化に取り組みます。また子どもがみどりに触れ、楽しみながらみどりの大切さを知る機会を創出します。

イメージ図

## 4 計画の目標

本計画全体にかかる目標を次のとおり設定します。

目標

検討中

・みどりの総量

減少傾向をくい止める			
(判断指標)	(参考値)		
・緑被率	(H19) 61.0%	(H29) 58.4%	
・みどり率	(H20) 66.8%	(H25) 65.6%	(H30) 0%
・確保すべき緑地面積※	(H30) 1095.3ha		

※対象：特別緑地保全地区、斜面緑地保全区域、緑地保護地区、東京都保全地域  
都市公園、東京都立公園、生産緑地地区

・一人あたりの都市公園面積

現状値	目標値
12.2 m <sup>2</sup> /人	12.5 m <sup>2</sup> /人以上

・みどりに関わる活動人数（団体）

- ・環境教育、学習参加人数
- ・アドプト
- ・CSR参加人数
- ・企業イベント参加人数

## 5 施策の体系

本計画の施策体系は、3つの基本方針、10の施策方針、27の施策展開で構成しています。

基本方針	施策方針	施策の展開
I みどりの活用による多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした都市の価値向上	① まちの核となる新たな集いの拠点づくり (RP) ② 地域の魅力を高める公園・緑地づくり
	2. みどりによる快適性の向上	① まちなかの目に見えるみどりの創出 (RP) ② みどりによる魅せる空間づくり
	3. みどりによる安心安全なまちの形成	① 都市防災に資するみどりの活用 ② みどりの管理水準の維持向上
	4. 多彩なみどりの整備と活用の促進	① 生物多様性に配慮したみどりの管理 ② 生産緑地地区の活用促進 ③ レクリエーションの場としてのみどりの活用
II みどりの確保による豊かな自然環境との共生	1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用	① 上川の里特別緑地保全地区の維持と活用 (RP) ② 東京都里山保全地域の維持と活用
	2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全	① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持 ② 拠点となる樹林地の保全 ③ 高尾・陣馬地域の保全推進
	3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出	① 民有樹林地の保全 ② 農地の保全 ③ 水辺地の保全 ④ 公園・緑地づくり ⑤ 多様な取組みによるみどりの維持・創出
III 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承	1. みどりと人を未来へつなぐ取組みの推進	① 子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進 (RP) ② みどりの活動を通じたコミュニティの形成
	2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進	① 多様な世代がみどりと関わる機会の創出 ② みどりを支える人材の育成と活用 ③ みどりの情報発信・普及啓発
	3. みどりを育む連携の強化	① 市民との連携推進 ② 広域・近隣自治体との連携促進 ③ 事業者・教育機関との連携促進

## 6 リーディング・プロジェクト

基本理念、みどりの将来像実現のための本計画を先導する施策として重点的の取り組むべき施策を「リーディング・プロジェクト」として設定しました。

本計画では下記の4つをリーディング・プロジェクトとしました。

- (1) まちの核となる新たな集いの拠点づくり
- (2) みどりによる魅せる空間づくり
- (3) 上川の里特別緑地保全地区の維持と活用
- (4) 子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進

### (1) まちの核となる新たな集いの拠点づくり

#### 目的

市内のみどりの量は地域によって大きな偏りがあり、みどりが少ない中央地域ではまとまりのあるみどりが必要です。特に人口が集中している中央地域では、災害時の一時的な避難や支援活動などに活用できる防災拠点が必要不可欠です。さらに今後の社会情勢を鑑みると、地域コミュニティの更なる活性化やQOLの向上、サードプレイスの提供などに寄与する場も必要となります。

本プロジェクトでは、まちのシンボルとなるみどりの拠点の整備を通じて、まちの価値向上を図るとともに全国都市緑化はちおうじフェアを機に培われた市民の緑化意識が一層高まり、市民に愛され守られるみどりの拠点づくりを目指します。

グラフ  
(地域別みどり率)  
or  
一人あたりの公園面積  
(市内全体と中央地域の比較)

#### 施策

##### ① 八王子駅南口集いの拠点の整備推進

「学び」や「交流」とともに、「防災」の機能を備えることで、利用滞在を促す「サードプレイス」となる公園の整備を推進します。

整備に際しては、災害時に重要となる空間の確保や防災用施設の整備などにより、都市防災機能の向上を図ります。また施設には多摩産材等の使用を検討します。

さらに運営等のソフト面を重視する集いの拠点の運営は市民や事業者が参画できる効果的、効率的な体制を検討します。

なお施策の実行に際しては「八王子駅南口 集いの拠点 整備基本計画（平成31年（2019年）3月）」など各計画に則ります。



全体イメージ

(八王子駅南口集いの拠点整備基本計画)

## (2) みどりによる魅せる空間づくり

### 目的

平成29年（2017年）に開催された第34回全国都市緑化はちおうじフェアでは、多くの市民ボランティアとの連携により花壇づくりなどを行いました。また市の玄関口であるJR八王子駅前を花で彩るため、市民ボランティアによる花壇づくりが継続的に行われています。これら市民協働の取り組みが継続的な活動となるように人材を育成、支援していく必要があります。



緑化フェアサテライト会場（片倉つどいの森公園）

市民ボランティアによる花壇づくり

また市民アンケートではみどりに対して、季節感を与え、美しいまちなみやきれいや景色の形成などの役割に高い需要があることがわかりました。

本プロジェクトでは今まで培ってきた市民との協働による取組みを継続させ、花を育てることによるまちなかの景観形成や地域コミュニティの醸成を目的に、花壇をターゲットにした施策を展開します。

### 施策

#### ① 市民主体によるまちなか緑花事業の推進

##### 1. グリーンパートナー養成講座の実施

専門家による市民へのガーデニング講座を通して専門的な知識を持った人材の育成を推進します。またガーデニング講座で作った花壇は質の高いまちなかの景観形成のモデルとして活用します。

##### 2. 地域拠点花壇支援事業の推進

全国都市緑化はちおうじフェアでは地域の市民ボランティアの主体的な活動による花壇づくりが行われました。これら花壇を地域の拠点花壇と位置付け、継続的な活動のための支援やグリーンパートナー養成講座の人材供給などによって地域ごとの特色ある花壇づくりを推進します。また活動による地域のコミュニティ醸成を図ります。

##### 3. 地域花壇創出事業の推進

グリーンパートナー養成講座で知識・技術を習得した人材がまちの様々な場所で活躍できるよう市民主体による新たな花壇づくりの立ち上げを支援します。また市民参加による花を育てる活動を広げ、まちの魅力を高めるとともに、地域のコミュニティ醸成を図ります。



### (3) 上川の里特別緑地保全地区の維持と活用

#### 目的

本市の上川町に位置する上川の里特別緑地保全地区(以下、上川の里)は、良好な里山環境が残る市内でも有数の場となっています。この環境は景観要素のほか、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場など重要な機能が多く備わっています。

そのため多様な機能を将来に継承するとともに、保全や活用の中核としてモデルとなる先進的な取り組みを行っていくため、本プロジェクトでは上川の里を保全のシンボルとして位置付け、様々な手法を通じた良好な里山環境の保全と活用に努めます。



#### 施策

##### ① 保全と整備の推進

上川の里を良好な里山として将来に継承するため、上川の里に関わる地域住民やNPO、学識経験者、行政などが協働して『「上川の里」保全と整備の方針』を策定しました。この方針に基づき、里山環境の適切な保全と様々な活用を推進します。また作成した方針については、関係者や管理実態に鑑み見直しを行うなど適切な運用に努めます。

##### ② 特別緑地保全地区の指定拡大

周辺の良好な自然環境を有する緑地については「特別緑地保全地区」への指定を検討し、上川の里とつながりを考慮した保全を実施します。

##### ③ 多様な主体と連携した保全と活用の推進

現在、維持管理や利活用に関して地域住民やNPOなど多くの主体が関わっていますが、今後は事業者の参加などさらなる協働の拡大を目指し、行政、市民、NPO事業者など多様な主体による協働の取組みを推進します。

特に上川の里の価値向上と活性化を目指し、子どもへの環境教育・環境学習の場、企業によるCSR・CSV活動の場などでの活用を重点的に推進します。また外部から人が訪れることで地域と世代を超えた人との交流により、自然と人がふれあう場としての魅力を高め、地域コミュニティの醸成を図ります。



企業によるCSR活動

## (4) 子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進

### 目的

本市の豊かなみどりを将来に継承するためには次世代を担う子ども達にみどりがかけがえのないものであるとの認識を持ってもらうことが重要です。そのためにはみどりにふれる機会を創出し、みどりの大切さや面白さを知ってもらう取組みが大切になります。

またこれからの持続可能な社会の構築に向けても子どもたちへの教育・学習の重要性はますます高まってくると考えられます。

本プロジェクトでは人口減少が予測される社会だからこそ子どもへの環境教育などを通じてみどりの価値を継承し、持続可能な社会のための担い手づくりを目指します。

写真

### 施策

#### ① 体験を重視した環境教育・環境学習の推進

本市は森林、河川、里山、田畑など様々な自然環境がありますが、子ども達は普段の生活でふれる機会が少なくなっています。子どもの健全な育成に寄与し、みどりに対する理解を深めるため、本市の自然環境に即した体験を重視した環境教育や環境学習の機会を充実に努めます。

#### ② 環境教育・環境学習推進のための支援

学校の授業などで環境に関する学習を促進するため、環境副読本などの発行・活用を行います。また教員などへはガイドブックを用いた環境教育活動の周知を行います。

総合的な学習の時間を利用して、環境市民会議との協働で取り組んでいる環境教育支援事業についても引き続き推進します。

#### ③ 事業者やNPOと連携した自然体験学習の推進

市内で自然環境の保全や自然体験学習などの活動を実施している事業者と協働して、取り組みを推進します。

写真

写真

## 7 施策の展開

### I. みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

#### 施策方針

##### 1. みどりを活かした都市の価値向上

社会の成熟化やみどりを一定程度確保した状況下において、これからはみどりを活かして本市の魅力や価値を高めていくことが必要です。本施策では市の顔となるような多機能性を備えた公園の創出や民間活力によるみどりの利活用を通じてまちのイメージを向上させる取り組みを推進します。

##### ① まちの核となる新たな集いの拠点づくり（リーディング・プロジェクト）【再掲】

###### 具体的な取組み

###### 八王子駅南口集いの拠点の整備推進

まちの新たな活力や魅力の創出及び防災機能を備えたオープンスペース確保のため、八王子医療刑務所跡地を活用し、新たな集いの拠点施設の整備を推進します。

整備に際しては、防災機能を備えた公園の中に、学びを支える「歴史・郷土ミュージアム」・「ライブラリ」交流を促す「交流スペース」など、多機能性を発揮できる拠点整備を目指します。



図. 用地鳥瞰図及び活用イメージ（八王子市南口集いの拠点整備基本計画）



② 地域の魅力を高める公園・緑地づくり

具体的な取組み
<p><b>地域の特徴を活かした公園づくり</b></p> <p>質の高い公園空間を創出するために、地域を代表する公園については、その地域特性を活かしながら魅力あふれる公園づくりを推進します。</p>
<p><b>民間活力の導入と有効活用</b></p> <p>公園の柔軟な運営や民間のノウハウ導入を図るため、Park-PFI など様々な民間活力を使った手法を検討します。また指定管理者やNPO等との更なる連携や自主事業の推進による公園サービスの向上を目指します。</p>
<p><b>ニーズに即した公園機能の転換</b></p> <p>老朽化の進行した公園の再整備などに際しては、地域や時代の実情を考慮しつつ地域の利用ニーズに応じた、求められる公園の方向性を検討します。</p>



Park-PFIとは



Park-PFIイメージ図

(都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン)

## 施策方針

### 2. みどりによる快適性の向上

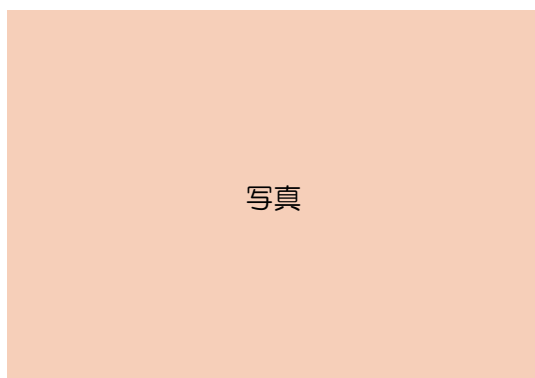
まちに新たなみどりを創出することで都市の冷却効果や美しい景観の形成が期待されます。ただし単に増やせば良いわけでは無く、人の目にふれる、緑視に考慮したみどりを増やすことが大切です。本施策ではまちなかにみどりを創出するとともに、都市緑化はちおうじフェアで向上した市民の緑化意識を活かした施策により、きれいで快適な地域づくりを進めます。

#### ① まちなかの目に見えるみどりの創出

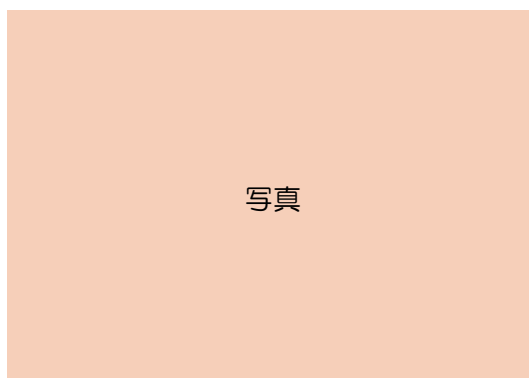
具体的な取組み
<p><b>緑化条例を活用したみどりの創出</b></p> <p>市では一定規模以上の開発・建築行為に伴い、緑化を義務付けています。今後は、緑化条例の見直しや壁面緑化の導入検討などにより目に見える効果的な緑化の推進を目指します。</p>
<p><b>開発時におけるみどりの創出</b></p> <p>都市計画事業や大規模開発時に緑地や公園の設置を進めることにより、みどりの保全や創出を図り、みどりと調和した都市の形成に努めます。</p>
<p><b>みどりのカーテンの普及啓発</b></p> <p>みどりのカーテンは目に見えるみどりの範囲が広いながらも限られたスペースでの緑化が可能です。また日差しを遮ることで室温の上昇を抑える機能もあります。そのため緑視の向上と省エネに寄与するみどりのカーテンの普及啓発を推進します。</p>
<p><b>みどりを生み出す新たな制度の活用</b></p> <p>まちなかの空き地を民間主体が整備活用する市民緑地認定制度や一定規模以上の建築物の新築、増築時に緑化を義務付ける緑化地域の指定など様々な制度の導入について検討します。</p>

#### ② みどりによる魅せる空間づくり（リーディング・プロジェクト）【再掲】

具体的な取組み
<p><b>まちなか緑化事業の推進</b></p> <p>市民主体による花で彩られた空間整備を推進するために、ガーデニングの専門知識習得のための人材育成や地域のシンボルとなる花壇への支援を実施します。</p> <p>また市民団体や地域住民による花壇整備を通じて地域コミュニティの醸成を目指します。</p>



写真



写真

## 施 策 方 針

### 3. みどりによる安心安全なまちの形成

みどりとオープンスペースは災害の延焼遅延効果や避難スペースになるなど都市にとって欠かせない多面的な防災機能を備えています。このようなみどりの機能を活かして安心安全なまちづくりのための整備を進めます。

また誰もが安全で安心して過ごせる場となるように、みどりの適切な維持管理を推進します。

#### ① 都市防災に資するみどりの活用

具体的な取組み
<p><b>公園やオープンスペースにおける都市防災機能の充実</b></p> <p>八王子駅南口集いの拠点など防災機能を備えた公園の新規整備や既存公園の防災機能の強化を図るとともに主要幹線道路に近接するオープンスペースを災害時の地域の避難場所として機能保全に努めるなど、都市防災機能の強化に向けた整備を推進します。</p>
<p><b>農地の活用による防災機能の充実</b></p> <p>農地は火災の延焼防止や雨水の貯留など都市防災に寄与します。そのため農地の保全を進めるとともに防災兼用井戸の活用など災害時の農地活用による都市防災の向上を図ります。</p>

#### ② みどりの管理水準の維持向上

具体的な取組み
<p><b>長寿命化の推進</b></p> <p>公園を安全に利用し続けることができるように、「八王子市公園施設長寿命化計画」に基づき予防保全型の維持管理による計画的な公園の改修、修繕を推進します。また長寿命化計画の更新によって継続的な管理を進めます。</p>
<p><b>公園緑地等の安全対策</b></p> <p>公園緑地の適正な管理や防犯カメラの設置などを通じ、誰もが安心して利用できるみどりの空間形成に努めます。また斜面地の安全対策について検討しながら、安全性の確保を目指します。</p>
<p><b>街路樹の適正管理</b></p> <p>まちの中で季節の変化を感じさせ、災害時の延焼遅延など多様な機能をもつ街路樹については、健全性確保のため効率的な維持管理に努めます。</p>

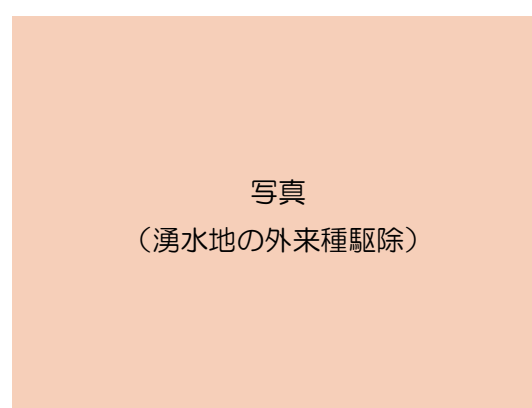
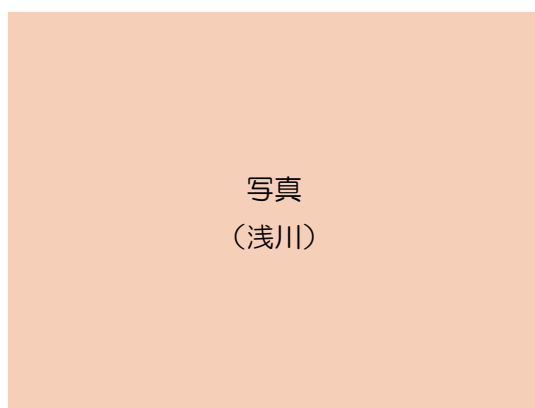
## 施策方針

### 4. 多彩なみどりの整備と活用の促進

市内の多様なみどりはその特性に応じた適切な活用や管理によって、生物多様性の保全やレクリエーションなどの様々な機能を発揮することができます。本施策ではみどりの積極的な管理活用による質の向上を図ります。

#### ① 生物多様性に配慮したみどりの管理

具体的な取組み
<p><b>生態系に配慮したみどりの維持管理</b></p> <p>本市には、里山や公園、湧水地など多様なみどりが存在し、多くの生き物の生息・生育環境となっています。そのため、各みどりの状況に応じて生物多様性に配慮した管理手法の検討や実施を進めることにより生物と共生した空間形成に努めます。</p>
<p><b>みどりのネットワーク形成の促進</b></p> <p>河川や道路を大きなみどりの軸として維持管理を進めながら、接道緑化の推進などにより身近なみどりの軸の形成を目指すことで、みどりのネットワーク形成を図ります。</p>
<p><b>外来種対策</b></p> <p>外来種の影響について周知啓発に努めるとともに、必要に応じた外来種の駆除検討や市民と連携した駆除作業などにより、生物多様性の保全を進めます。</p>
<p><b>生態系に配慮した植栽の推進</b></p> <p>東京都との協力のもと「江戸のみどり登録緑地」や「在来種選定ガイドライン」などを用いた、生物多様性の視点を持った植栽を推進します。</p>



#### ② 生産緑地地区の活用促進

具体的な取組み
<p><b>新たな制度を活用した農地の活用促進</b></p> <p>市街化区域内の貴重なオープンスペースである生産緑地地区について、平成29年の法改正に伴う規制緩和制度を活用した農家レストランや直売所などの設置による農地の質向上に努めます。</p>

③ レクリエーションの場としてのみどりの活用

具体的な取組み

レクリエーションとしてのみどりの活用促進

観光資源となる高尾山周辺や八王子城跡などのみどりについては、関連機関と連携した水辺の整備や適正な維持管理を進めます。またマップの活用などによりレクリエーションとしてのみどりの利用促進を図ります。

イメージ図  
(高尾山口駅前整備)

写真  
(八王子城跡)

写真

## Ⅱ. みどりの確保による豊かな自然環境との共生

### 施策方針

#### 1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用

里山は、その特有の環境から大気浄化や水源涵養、レクリエーションなど多様な機能を有しています。またエコロジカルネットワークとして重要な位置にあるため地域の生物多様性の保全からも非常に重要な存在となっています。本市には特別緑地保全地区に指定している「上川の里」や東京都条例で指定される「里山保全地域」などがあります。本施策では市を代表する自然的景観である里山を「保全のシンボル」として保全や活用の施策を展開します。

##### ① 上川の里特別緑地保全地区の維持と活用（リーディング・プロジェクト）【再掲】

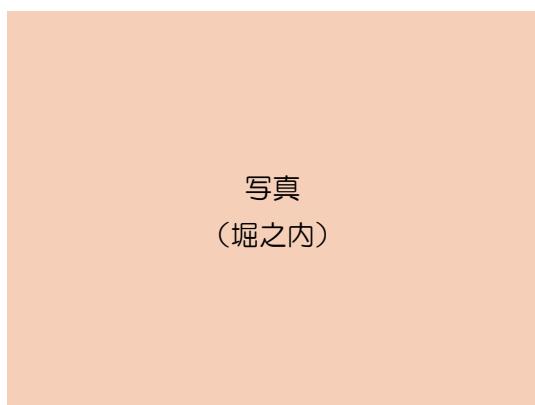
具体的な取組み
<p><b>保全と整備の推進</b></p> <p>行政及び上川の里に関わる地域住民やNPO、地元小学校、学識経験者で策定した「上川の里保全と整備の方針」に基づき、里山環境の維持と有効的な活用を推進します。</p>
<p><b>特別緑地保全地区への指定拡大</b></p> <p>上川の里と隣接した良好な自然環境を有するみどりについては、特別緑地保全地区へ新たに指定することで、生き物の生息空間の確保や里山景観の保全を推進します。</p>
<p><b>多様な主体と連携した保全と活用の推進</b></p> <p>現在、地域住民による維持管理やNPOによる保全活動、民間企業によるCSR活動が行われています。今後はさらなる活動主体を巻き込んだ協働による保全と活用を推進します。</p> <p>また普段接することの少ない里山環境の大切さを認知してもらうために、市民が里山に触れ、学べる場として活用します。特に地元小学校の体験機会の場や子どもを対象にした環境学習の拠点としての活用を地域住民とともに推進します。</p>

写真  
(上川の里)

写真  
(CSR活動)

② 東京都里山保全地域の維持と活用

具体的な取組み
<p><b>東京都との連携による保全管理</b></p> <p>東京都が良好な自然環境の継承のために指定している里山保全地域について、東京都との連携のもと適正な維持管理や活用を推進します。</p>
<p><b>多様な主体による保全活動の支援</b></p> <p>地域住民やNPOによる主体的な活動を支援することにより里山の保全管理を進めます。</p>
<p><b>環境学習の場としての活用</b></p> <p>普段接することの少ない里山環境の大切さを認知してもらうために、市民が里山に触れ、学べる場として活用します。特に子どもを対象にした環境学習の拠点としての活用を推進します。</p>



## 施策方針

### 2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全

まとまった樹林地は本市の豊かな自然環境のイメージをつくるとともにみどりの骨格軸を保つための大切な土台となります。本施策では将来にわたり本市の貴重な樹林地が維持されるための取り組みを推進します。

#### ① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持

具体的な取り組み
<p><b>特別緑地保全地区の維持管理</b></p> <p>建築等の行為が凍結的に制限される特別緑地保全地区は、二酸化炭素の吸収源や水源涵養機能など社会基盤となる機能を永続的に担保できる重要な樹林地です。こうした機能を維持するため上川の里特別緑地保全地区、金比羅特別緑地保全地区及び七国・相原特別緑地保全地区について、緑地の特性や目的に応じた管理を進め、緑地の保全を図ります。</p>
<p><b>新規指定の検討</b></p> <p>都市の歴史的・文化的価値を有し、生き物の生息空間として特に保全すべき緑地については、特別緑地保全地区への新規指定を検討します。</p>

#### ② 拠点となる樹林地の保全

具体的な取り組み
<p><b>東京都緑地保全地域の適正管理</b></p> <p>市内にある12カ所の緑地保全地域は、まとまりがある緑地で都市環境の維持や良好な景観形成など多くの公益的機能を有している樹林地となっています。今後、東京都とさらなる連携のもと、適正な管理と保全を推進します。</p>
<p><b>協働による樹林地保全の促進</b></p> <p>緑地保全地域では様々な活動団体との協働により保全や管理活動が行われています。今後も管理や活用に関して、これまでの取り組みを継続するとともに、東京都との連携のもとNPOや事業者など多様な主体とのさらなる協働の取り組みを目指します。</p>
<p><b>東京都と連携した自然公園等の保全推進</b></p> <p>市内には4カ所の都立自然公園と2ヶ所の近郊緑地保全区域があり、丘陵地や山地の樹林地保全に寄与しています。そのため今後もみどりの継承のため東京都と連携した保全の推進に努めます。</p>



## ③ 高尾・陣場地域の保全推進

## 具体的な取組み

## 高尾・陣場ビジョンに基づく保全の推進

明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣馬自然公園エリアは豊かな自然環境を有していると同時に多くの人々に活用される都内でも代表的なみどりとなっています。そのため高尾・陣場地区の自然環境の保全と利用の両立を目指し、東京都主導のもと平成30年（2018年）に「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画 ～高尾・陣場ビジョン～」が策定されました。本市においても東京都及び関係団体と連携した本ビジョンに基づく、保全と活用を推進します。




写真  
(高尾山)

## 施策方針

### 3. 生活と調和した身近なみどりの保全と創出

本市は樹林、農地、河川、公園など多様なみどりがまちの至る所に存在しています。それにより、まちとみどりが調和し、市民がみどりによる恩恵を受けられる環境となっています。本施策では多様なみどりの保全や創出を推進し、まちとみどりが調和した環境の実現を目指します。

#### ① 民有樹林地の保全

具体的な取組み
<p><b>斜面緑地保全区域制度による緑地保全</b></p> <p>市街化区域内に残る樹林地は景観形成や火災の延焼防止などの機能を有しています。そのため本市では、市街地の重要な樹林地については指定を行い、樹林地保全のための支援を実施しています。今後も、継続した支援による樹林地の維持に努めるとともに、新規指定の検討を進めるなど制度を活用した保全を進めます。</p>
<p><b>緑地保護地区制度による緑地保全</b></p> <p>市街化調整区域の樹林地を対象とした緑地保護地区については、土地所有者との協定による支援を行っています。引き続き、生き物の生息空間や市街地との緩衝帯として機能する樹林地について、制度を活用した保全を進めます。</p>
<p><b>新たな支援制度の検討</b></p> <p>民有樹林地では、所有者の高齢化などにより維持管理が困難となり、樹林地が荒廃するケースも発生しています。樹林地の維持やみどりの機能を発揮するためには適正な維持管理が不可欠です。そのため斜面緑地保全区域や緑地保護地区を対象に、里山サポーター制度や学生ボランティアと連携した管理事業など、協働による支援を目指します。</p>
<p><b>保全団体と連携した管理</b></p> <p>NPOなどの保全団体により管理活動され良好な環境が維持されている樹林地については、引き続き保全団体と連携した樹林地管理を行います。</p>

写真  
(管理された斜面緑地)

写真  
(学生ボランティア)

② 農地の保全

具体的な取組み
<p><b>生産緑地地区の保全</b></p> <p>生産緑地地区は農産物の供給だけでなく、火災の延焼防止など重要なオープンスペースとしての機能も発揮します。生産緑地地区の保全を推進するため、所有者の意向を踏まえつつ、生産緑地の新規指定や再指定を行います。また現在生産緑地地区として指定されている農地については、周知啓発などによって特定生産緑地への移行を進めます。</p>
<p><b>農地の貸借促進</b></p> <p>遊休農地情報と担い手情報をマッチングさせ遊休農地の解消を図る農地バンク制度により貸借を推進してきました。今後も引き続き、制度を維持するとともに制度の周知による貸借の促進を図ります。また法改正により可能となった生産緑地の貸借制度の運用による農地の保全を推進します。</p>
<p><b>地産地消の推進</b></p> <p>農地の継続した保全のため、道の駅八王子滝山などを活用した地産地消の推進など安定的な営農環境の形成に努めます。</p>



③ 水辺地の保全

具体的な取組み
<p><b>湧水地の整備</b></p> <p>本市では水循環計画に基づき、湧水を活かした公園整備などによる湧水のネットワークづくりを推進してきました。今後も整備した湧水地について、適正な維持管理や外来種駆除などによる取組みを行います。</p>
<p><b>水質の保全</b></p> <p>貴重な水環境である水辺地を保全するため、水質のモニタリングや水生生物の調査を通じて適正な水環境の保全を目指します。</p>

④ 公園・緑地づくり

具体的な取組み
<p><b>優先整備計画による公園の新規整備</b></p> <p>東京都と市区町村が合同で作成する「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、まちの防災性の向上や自然と共生する都市の形成などの機能を備えた新たな公園の整備を行い、一人あたりの公園面積の向上を目指します。</p>
<p><b>核となる公園づくり</b></p>

⑤ 多様な取組みによるみどりの維持・創出

具体的な取組み
<p><b>緑地協定によるみどりの創出</b></p> <p>多摩ニュータウンの一部地域では事業者と住民間の合意による緑地協定が締結されています。その結果、地域ぐるみで接道緑化が行われ良好な景観を形成しています。引き続き、緑豊かなまちづくりのため本制度の普及を推進します。</p>
<p><b>公共施設の緑化推進</b></p> <p>多くの市民が日常的に接する学校などの公共施設は緑化条例を用いた緑化や苗木供給事業の活用などによって緑化を推進します。</p>
<p><b>風致地区制度による景観の維持</b></p> <p>「多摩陵風致地区」については、開発等における建築規制や緑化の誘導により、周辺の良好な景観と一体となった地域の形成を推進します。</p>
<p><b>保全すべき緑地の明確化</b></p> <p>限られた財源で効果的なみどりの保全を推進するため、地域住民の意見をもとにした保全すべきみどりの選定を目指します。</p>
<p><b>みどりの資源循環の推進</b></p> <p>みどりを継続的に維持していくためには、みどりの資源化による資源循環が必要となります。そのため多摩産材の利用促進や多摩産ペレットを活用した木質ペレットストーブの導入、せん定枝の木質バイオマスボイラーなどへの利用による有効活用を図ります。またせん定枝や落ち葉について資源としての活用検討を行います。</p>

### Ⅲ. 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

#### 施策方針

##### 1. みどりと人を未来へつなぐ取組みの推進

みどりの保全や創出は長い期間の継続的な取り組みによって実現が可能となります。そのため次世代を担う子どもたちの育成や活動の主体となる地域コミュニティの継続が重要です。本施策では市の特徴である多様なみどりを活用して子どもの健全な育成や地域コミュニティの醸成を推進します。

##### ① 子どもにみどりの価値を継承する取組みの推進（リーディング・プロジェクト）

具体的な取組み
<p><b>体験を重視した環境教育、環境学習の推進</b></p> <p>次世代を担う子どもたちがみどりとふれあい、親しみを感じてもらうことが、将来にわたり継続したみどりの保全と活用にとって重要となります。そのため里山、河川、農地など多様な自然環境で五感を使って理解を深める環境教育、環境学習を行い、子どもの健全な育成に寄与するとともに、みどりに対する興味関心を高めます。</p>
<p><b>環境教育、環境学習推進のための支援</b></p> <p>学校の授業で環境に関する学習を促進するため「はちおうじこども環境白書」や、環境教育周知のため「環境教育プログラムガイドブック」など発行、活用による支援を行います。</p>
<p><b>事業者やNPOと連携した自然体験学習の推進</b></p> <p>子どもたちの自然体験の機会を拡充するためには、民間事業者やNPOの活躍も期待されます。現在市内では、多くの主体により様々な自然体験が行われていますが、今後もさらなる連携のもと、子どもたちへの自然体験の充実化を目指します。</p>

写真  
(里山)

写真  
(浅川)

写真  
(田畑)

② みどりの活動を通じたコミュニティの形成

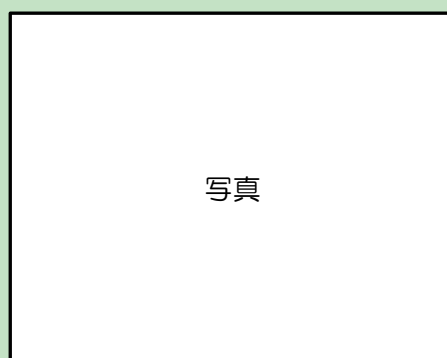
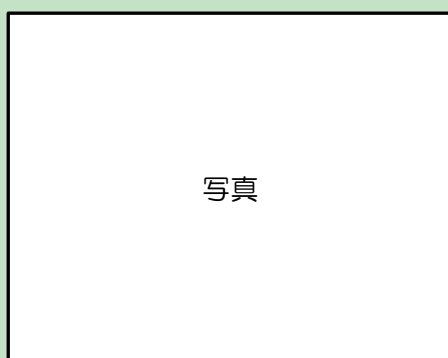
具体的な取組み
<p><b>まちなかのみどりを活用したコミュニティ形成の促進</b></p> <p>人口は多いもののコミュニティの希薄な市街地では、新たなつながりの促進を目指し、市民による花壇の管理活動やアドプト活動など身近なみどりを多世代や地域の交流の場として活用します。また未利用地についてはみどりの創出とコミュニティの形成拠点となるよう、市民認定緑地制度の活用を検討します。</p>
<p><b>郊外部のみどりの活用したコミュニティ形成の促進</b></p> <p>郊外部では比較的地域のつながりが強いものの、人口減少などにより地域コミュニティの維持が困難になると予測されます。これら地域では、地域住民による「上川の里」の維持管理活動や環境学習の支援活動、農村環境の維持向上のため住民主体による沿道集落のまちづくりなど地域の特徴あるみどりを活用したコミュニティの強化を目指します。</p>

**コラム 「緑地を利用した学生主体による地域コミュニティ形成」**

首都大学東京南大沢キャンパス内の松木日向緑地では、里山荒廃による生態系への悪影響、少子高齢化に伴うコミュニティの希薄化、自然利用の文化伝承の断絶など様々な社会的課題の解決を目的に学生主体による緑地の整備活動が行われています。

この活動では「学生のコミュニティ学習の場」や「多世代間交流の場」として緑地を位置付けており、大学・学生・地域住民が協働で活動に取り組んでいます。特に地域の子ども達を核とした多世代間交流によるコミュニティ形成を目指し、子どもたち向けの自然体験活動が活発に行われています。

大学生がつなぎ役となり、地域に根付いた活動が緑地をフィールドとして行われることで、豊かなコミュニティ形成に寄与しています。





## 施策方針

### 2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進

現在の地域社会が抱えるみどりの課題は多岐にわたっており、行政だけの対応が難しくなっています。このことから、地域の多様な主体が相互に補完し、協力し合いながら課題の解決を図ることが必要です。本施策では新たな担い手となる人材育成や多くの人がみどりと関わるきっかけ作りによって協働のすそ野を広げる取り組みを推進します。

#### ① 多様な世代がみどりと関わる機会の創出

具体的な取り組み
<p><b>身近なみどりとの関わりの推進</b></p> <p>まちなか緑花事業や市民農園などにより、生活に身近な環境で気軽にみどりに触れ合えるきっかけ作りを行います。またそれら活動を通じて市民生活のQOL向上を目指します。</p>
<p><b>みどりを生かしたイベントの実施</b></p> <p>多くの市民が日ごろからみどりの機能や重要性を感じられるよう、みどりを活用した講習会や観察会、お祭りなどを開催し、みどりに親しむ機会をつくれます。</p>

写真（マルベリー）

写真（市民農園）

② みどりを支える人材の育成と活用

具体的な取組み
<p><b>人材の育成推進</b></p> <p>みどりに関わる活動を行うためには、必要な技術や専門的な知識の習得が必要となります。そのため人材育成のための様々な取組みを展開し、本市の多様なみどりで活躍できる担い手の育成を進めます。</p>
<p><b>担い手への支援</b></p> <p>担い手の活動を効果的に展開するため、活動の場のマッチングや団体間のネットワークづくりを支援することで、活動の輪のさらなる広がりを目指します。</p>

表. 人材育成の取組例

項目	内容
環境学習リーダー養成講座	
里山サポーター養成講座	
グリーンパートナー養成講座	
はちおうじ農業塾	
庭木剪定講習会	

③ みどりの情報発信・普及啓発

具体的な取組み
<p><b>情報発信の強化</b></p> <p>みどりの普及啓発や活用推進のため、市報、ホームページなど多くの媒体を用いた情報の発信と内容の充実に努めます。またみどりの活動状況などをSNSにより素早く提供することで、活動への参加意欲向上を図るなど効果的な情報発信を進めます。またみどりに関するマップの作成・活用などにより魅力あるみどりの普及啓発に努めます。</p>

## 施策方針

### 3. みどりを育む連携の強化

これまで本市では、多くの市民、事業者、NPOなどの協力のもとみどりの管理や保全が行われてきました。より良い環境を将来に引き継ぐためにはこの取り組みを継続的に推進することが必要となります。本施策では市民・事業者・NPO・行政などの連携によるみどりの管理や活用を推進します。

#### ① 市民との連携推進

具体的な取り組み
<p><b>アドプト団体によるみどりの活動推進</b></p> <p>公園や道路を行政だけでなく、地域の住民や事業者と協働で管理を行うアドプト活動を継続して実施します。また持続的なアドプト活動を行うため、周知啓発による活動団体の設立を促進します。</p>
<p><b>グリーンマッチング制度による樹林地の保全活動</b></p> <p>緑地の管理が行き届かない所有者と保全活動を行いたい団体を結び付けるグリーンマッチング八王子制度により、荒廃したまちなかの樹林地の再生や質の高い樹林地の維持を図ります。</p>
<p><b>市民参加による公園づくり</b></p> <p>公園の新設時には公園への愛着向上や管理運営への住民参加を図るため、市民と協働による公園づくりを進めます。</p>

#### ② 広域・近隣自治体との連携促進

具体的な取り組み
<p><b>みどりの保全・活用のための地域連携促進</b></p> <p>樹林地や河川などのみどりは連続性があるため、保全や活用に関しては近隣自治体との連携が不可欠となります。またみどりに関わる課題は他自治体でも共通しているものがあり、連携して取り組むことが有効と考えられます。そのため近隣自治体や関係機関とみどりに対して共通意識を持ち、さらなる連携によって広域的なみどりの保全や活用を推進します。</p>

#### コラム 「広域連携による緑地の保全と活用の促進」

多摩・三浦丘陵は本市から三浦半島へ続く丘陵地帯で、首都圏に残る貴重なみどりとなっています。しかし、緑地のうち約6割が民有地で、管理不足による樹木の衰退など、みどりを取り巻く状況は厳しくなっており、このみどりを保全・活用していくためには広域的な取り組みが必要となります。

そのため多摩・三浦丘陵を抱える13自治体により「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」を開催しています。ここでは課題の共有化や新たな保全の仕組みづくり、広域連携によるトレイルウォークの実施などにより保全と活用に向けた共有意識の醸成と効率的な自治体間連携を図っています。

コラム 「広域連携による自然体験学習の促進」

浅川

③ 事業者・教育機関との連携促進

具体的な取組み
<p><b>事業者との連携促進</b></p> <p>みどりの保全や活用には事業者の強みを活かした取組みが必要です。また近年ではCSR活動だけでなくCSV活動も注目されています。そのため積極的な情報提供などにより主体的にみどりを保全・活用する事業者との効果的・効率的な連携を促進します。</p>
<p><b>教育機関との連携促進</b></p> <p>現在、小学校や大学の授業などでみどりの活用や周知啓発を実施しています。今後もこの取組みを継続するとともに、市内に21の大学などがある学園都市の特徴を活かして、大学ボランティアセンターとの連携した取組みによるみどりの保全や活用を図ります。</p>

コラム 「体験の機会の場」

コラム 「高尾の森自然学校」

# 第4章

## 地域別の方針

## 1 地域別の方針

本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」では、市域を6つに区分し、それぞれの地域の個性をつなぎ、重ね合わせ、市民と行政の協働により八王子のまちづくりを行うことを基本方針としています。

本章では、この6地域別の方針を示し、施策の展開と施策により寄与するみどりの機能を示しました。



図. 地域区分 (「都市づくりビジョン八王子」)



## 2 中央地域

### (1) みどりの現況と課題

#### ア) 現況

- ・緑 被 率：9.3%
- ・1人当たりの公園面積：〇〇㎡/人
- ・代 表 的 な み ど り：富士森公園、六本杉公園、浅川、甲州街道のイチョウ並木
- ・地 域 の 特 徴：地域の中央を浅川が流れ、交通の要衝として発展した長い歴史を持つ商業地域を中心に市街地が形成されています。これを包み込むように周辺地域の山地や丘陵地が連なり、みどりと山並みが市街地の背景となっています。

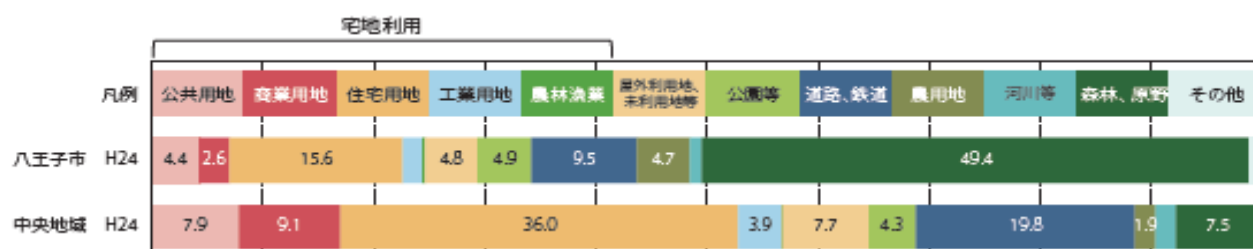


図. 中央地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

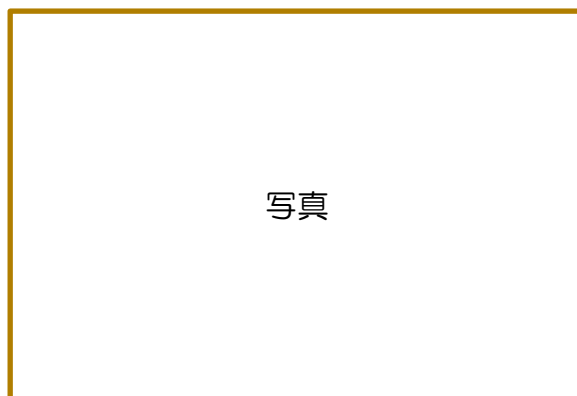
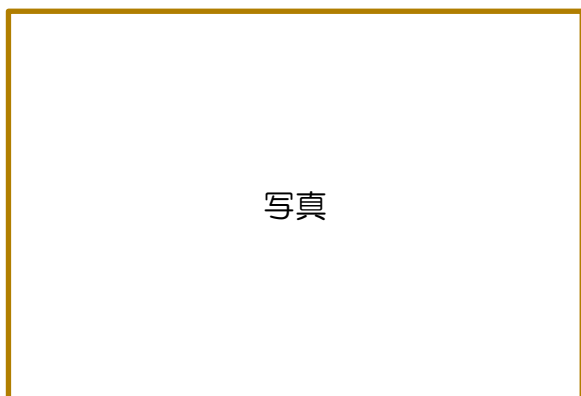
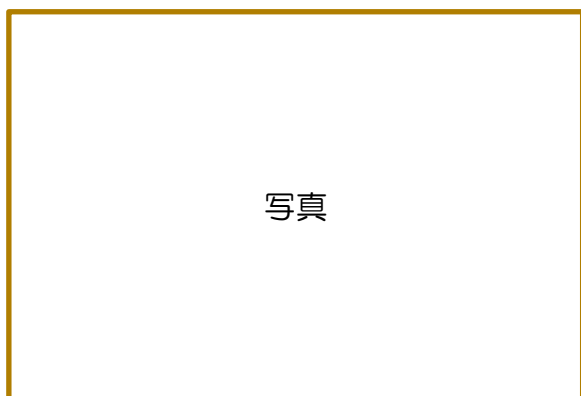
イメージ 都市マスより引用

#### イ) 課題

- ・緑被率、1人当たりの公園面積ともに6地域内で最も少なく、身近な緑地や公園などのオープンスペースが不足ぎみとなっています。
- ・みどりが少ない中央地域ではまとまりのあるみどりが必要となっており、特に人口が集中している本地域では災害時の避難や支援活動などに活用できる防災拠点が必要不可欠です。
- ・JR八王子駅周辺では大規模マンションなど共同住宅の建設による児童生徒数が増加しており、公園など子どもの遊び場が必要です。
- ・中心市街地においては緑視の向上や省エネルギーの観点から、積極的なみどりの創出を行うことが重要です。
- ・みどりが少ない本地域において、河川は貴重なみどりとなっています。そのため豊かなみどりの維持に努めるとともに、市民にみどりの価値を伝える場として活用することも必要です。
- ・富士森公園や小宮公園などの大規模な公園が存在しており、それらをつなぐ軸の創出に努める必要があります。

(2) 方針

- 富士森公園、八王子駅南口集いの拠点、明神広田公園は多様な機能を有する拠点の公園として位置づけ、整備や有効利用を促進します。
- 八王子駅南口集いの拠点では、まちの新たな活力や魅力の創出及び防災機能を備えたオープンスペース確保のための整備を進めます。また民間活力の導入と有効活用を検討します。
- 暁町緑地保全地域では多様な主体によるみどりの維持活動を促進します。
- 建築や建替え等を契機として、条例による緑化義務や壁面緑化、みどりのカーテンなど様々な手法により、限られた空間を有効に活用しながら都市景観と調和した質の高いみどりの創出を図ります。
- 浅川と川口川は災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置付け、関係機関と連携した保全・活用を促進します。また浅川を活用した子どもの交流事業など環境教育での活用を推進します。
- 甲州街道(国道20号)などは災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有するみどりの軸と位置付け、関係機関との連携のもとみどりの維持創出に努めます。



### 3 北部地域

#### (1) みどりの現況と課題

##### ア) 現況

- ・緑 被 率：47.8%
- ・1人当たりの公園面積：〇〇㎡/人
- ・代表的なみどり：小宮公園、久保山公園、戸吹スポーツ公園、滝山自然公園、多摩川、高月町の田園風景
- ・地域の特徴：地域の中央を谷地川が流れ、その南北を加住丘陵がつつむような地形を有しています。レクリエーションやスポーツの場として小宮公園や滝山公園、滝ガ原運動場があり、「道の駅八王子滝山」が立地しています。

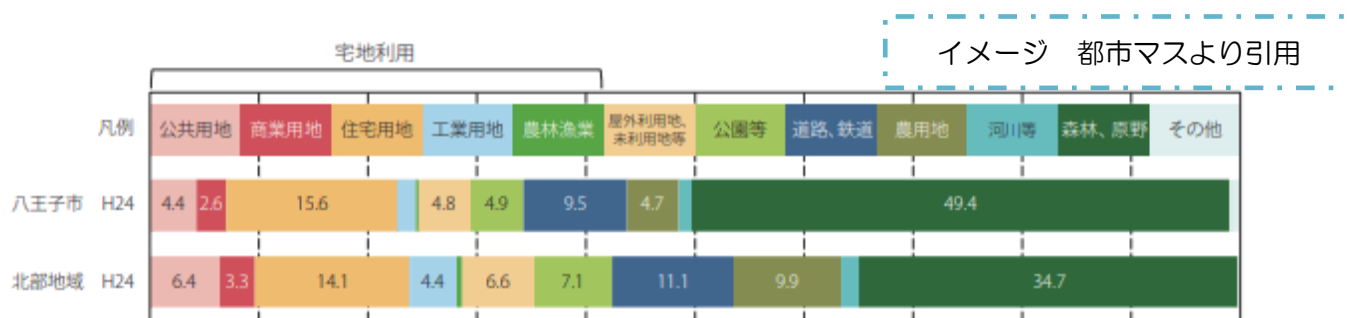


図. 北部地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

##### イ) 課題

- ・加住丘陵の豊かなみどりは、市街地からの景観を形成しているなど多様な機能があり、適切に保全する必要があります。
- ・まとまった農地を有する高月町や戸吹町などの良好な営農環境と集落環境の保全していくことが重要です。

#### (2) 方針

- ・久保山公園、小宮公園や滝山公園は多様な機能を有する拠点の公園として位置づけ、整備や有効利用を促進します。
- ・加住丘陵の豊かなみどりを継承するために、民有樹林の保全や東京都との連携のもと都立滝山自然公園、滝山近郊緑地保全区域保全を進めます。
- ・国道16号は、災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有するみどりの軸と位置付け、関係機関との連携のもとみどりの維持創出に努めます。
- ・多摩川に沿って広がる田園風景の継承に努め、自然体験学習の場として活用するとともに、「道の駅八王子滝山」を活用した農作物の地産地消を促進します。
- ・地域西側に広がる山林や丘陵地は、広域的な水源涵養機能や観光・レクリエーション機能など多様な役割を担っているため、観光・交流エリアとしての有効活用を図る一方で、豊かな自然環境を保全するため、法的規制による都立自然公園、保安林などの適正な維持・管理を図ります。

## 4 西部地域

### (1) みどりの現況と課題

#### ア) 現況

- ・緑 被 率：76.3%
- ・1人当たりの公園面積：〇〇㎡/人
- ・代 表 的 な み ど り：清水公園、小田野中央公園、八王子城跡、上川の里特別緑地保全地区、高尾陣場自然公園
- ・地 域 の 特 徴：豊かな自然環境を有する山地や丘陵地と、中央地域から連なる市街地で構成されています。地域の多くは市街化調整区域となっており、高尾陣場自然公園などの豊かな自然環境や八王子城跡などの歴史文化資源が存在しています。

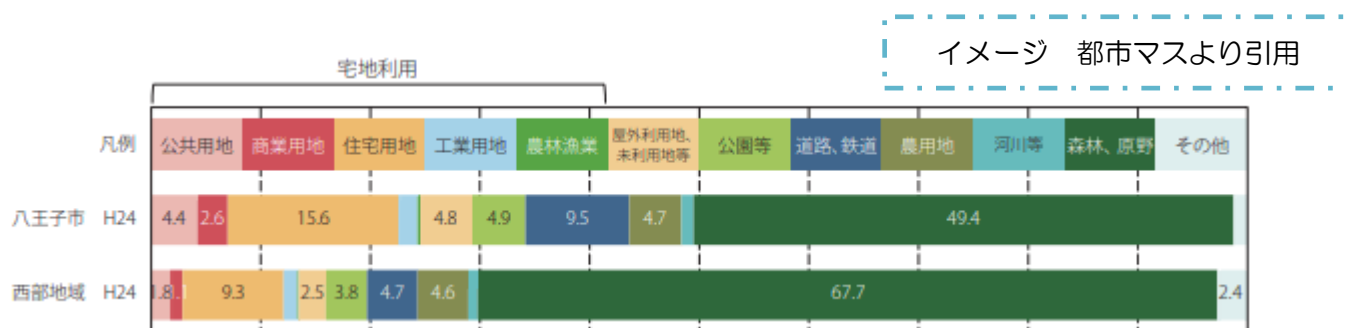


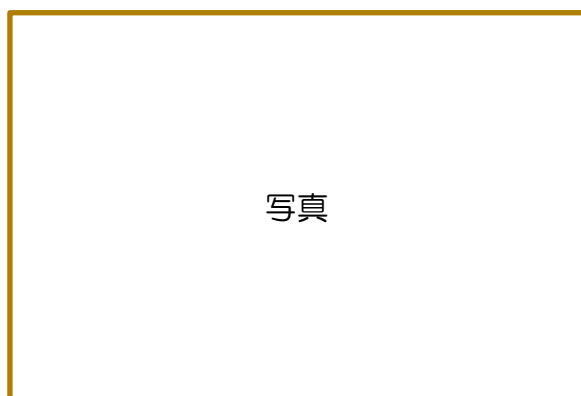
図. 西部地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

#### イ) 課題

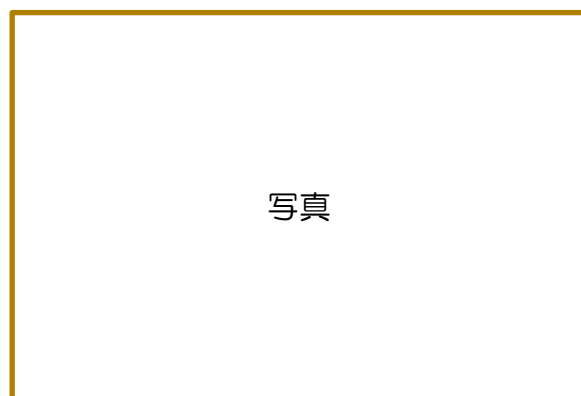
- ・地域西側の山地や丘陵地には樹林が連続して分布しており、多様な機能を発揮する樹林地として保全を進めるとともに適切な維持管理が必要です。
- ・高尾陣場自然公園周辺は、豊かな自然環境を有している一方、多くの人々に利活用される都内でも代表的なみどりであり、保全と活用のバランスのとれた取り組みが重要です。
- ・上川町に位置する「上川の里特別緑地保全地区」は、良好な里山環境が残る市内有数の場であり、景観要素だけでなく、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場などの重要な機能が備わっていることから、保全を図ることに加え、活用の取り組みのモデルとして位置づける必要があります。
- ・沿道集落等では、人口減少や高齢化が進行しており、周辺の自然環境の保全を前提とした地域コミュニティの維持、農林業の担い手定住など新しい居住スタイルの創出による地域づくりが必要です。
- ・物流拠点の整備が行われているエリアでは、まとまりある自然のみどりを残すことや緑化を推進することで、みどりと調和したまちづくりを進める必要があります。

(2) 方針

- 小田野中央公園、清水公園、横川下原公園、天合峰公園は多様な機能を有する拠点の公園として位置づけ、整備や有効利用を促進します。
- 物流拠点の整備に合わせ、残留緑地の整備促進や公園の新規整備を進めることで豊かなみどりや生き物の生息環境の保全を図ります。
- 上川の里特別緑地保全地域を里山の保全のシンボルとして位置付け、多様な主体による保全と活用を推進します。また、隣接する良好な自然環境を有するみどりは特別緑地保全地区への新たな指定による保全を図ります。
- 山地では、関係機関との連携のもと法的規制による都立自然公園や保安林などの維持管理を図り、広域的な水源涵養機能などの保全に努めます。
- 東京都や関係団体と連携して、「高尾・陣場ビジョン」に基づく、都立高尾陣場自然公園の保全と活用を推進します。
- 八王子城跡などレクリエーションの場となるみどりについては、適切な維持管理による利活用と保全の促進を図ります。
- 高尾の森自然学校や高尾100年の森では、みどりの保全や活用のために、事業者の強みを生かした取り組みを促進するとともに更なる連携強化を進めます。
- 浅川と川口川は、災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置付け、関係機関と連携した保全・活用を促進します。
- 沿道集落や上川の里周辺など人口減少や高齢化が進行しているエリアでは、みどりを活用したコミュニティ醸成の促進を図ります。
- 上壱分方町の大規模な公有地は、「新たな土地利用計画エリア」として位置付け、周辺環境との調和と計画的な都市基盤施設の整備を前提とした、公園施設等の新たな土地利用の可能性を検討します。



写真



写真

## 5 西南部地域

### (1) みどりの現況と課題

#### ア) 現況

- ・緑 被 率：72.0%
- ・1人当たりの公園面積：〇〇㎡/人
- ・代表的なみどり：高尾山、殿入中央公園、万葉公園、狭間公園、陵南公園、多摩森林科学園  
甲州街道のイチヨウ並木
- ・地域の特徴：豊かな自然環境を有する山地や丘陵地、丘陵地を造成した市街地、中央地域から連なる市街地を形成する低地で構成されています。また市を代表する高尾山を有する地域で、甲州街道のイチヨウ並木、南浅川のサクラ並木、多摩御陵など観光、歴史、文化資源となる自然環境が多く存在しています。

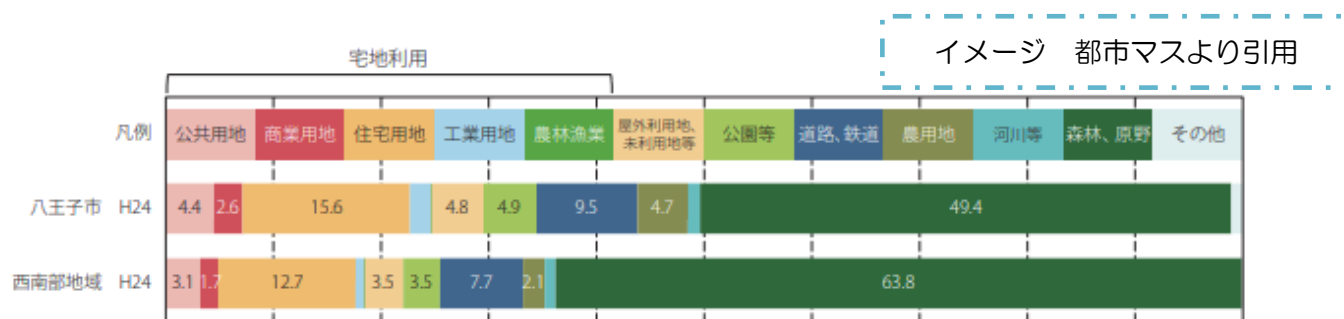
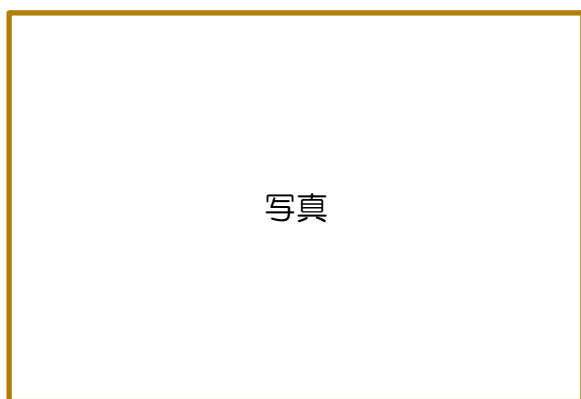


図. 西南部地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

#### イ) 課題

- ・高尾山を有する「明治の森高尾国定公園」は貴重な自然環境がある一方、観光面から多くの人に利用されています。そのため、保全と活用のバランスのとれた取組みを行う必要があります。
- ・多摩丘陵の西端と山地が接続している本地域においては、みどりの保全により、連続性を保つことが重要です。
- ・多摩丘陵の北側には、住宅地と近接したまとまりある農地が存在する区域があり、人と自然とのふれあいの場となる身近なみどりとして、適切に管理・保全していくことが重要です。





(2) 方針

- 殿入中央公園、狭間公園、万葉公園、陵南公園は多様な機能を有する拠点の公園として位置づけ、整備や有効利用を促進します。
- 高尾山周辺では、新たな水辺の整備による魅力ある地域づくりや、関係機関と連携した「高尾・陣場ビジョン」に基づく取組の推進により、保全と活用が調和した地域を目指します。
- 金比羅特別緑地保全地区や東京都館町緑地保全地域、殿入中央公園などの適正な維持管理により、多摩丘陵のみどりの連続性を確保します。
- 国道20号と町田街道は、災害時の延焼遮断等の多面的な機能をゆするみどりの軸と位置付け、関係機関との連携のもとみどりの維持創出に努めます。
- 南浅川と湯殿川は、災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置付け、関係機関との連携のもと、みどりの保全や活用を進めます。
- 多摩陵風致地区については、周辺の良い景観と一体となった地域の形成を目指します。

## 6 東南部地域

### (1) みどりの現況と課題

#### ア) 現況

- ・緑 被 率：25.3%
- ・1人当たりの公園面積：〇〇㎡/人
- ・代 表 的 な み ど り：宇津貫緑地、片倉城跡公園、片倉つどいの森公園、小比企町の農地長沼公園
- ・地 域 の 特 徴：主要幹線道路と鉄道網による交通利便性の高い地域で、丘陵地を造成した市街地と、中央地域から連なる市街地を形成する低地で構成されています。八王子ニュータウンでは周辺のみどり豊かな自然環境と調和した住宅市街地を形成しており、小比企丘陵には優良な農地が広がっており、居住と自然環境が調和した市街地を形成しています。

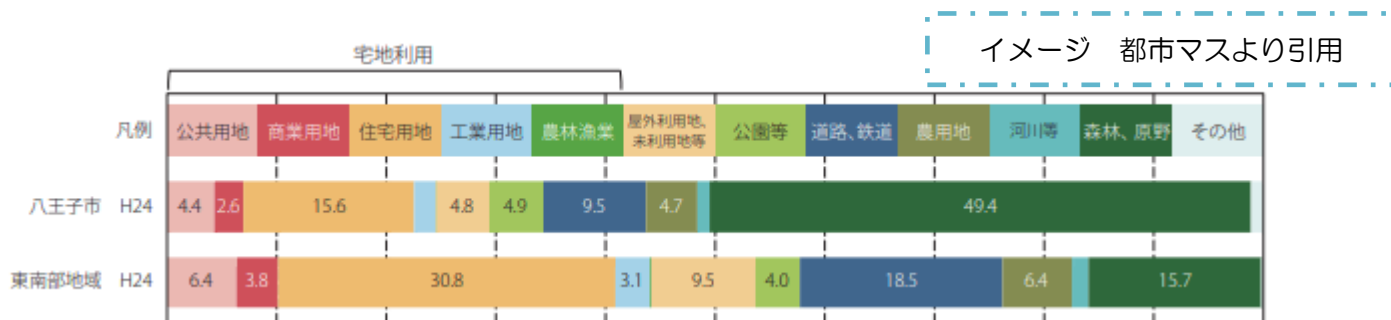
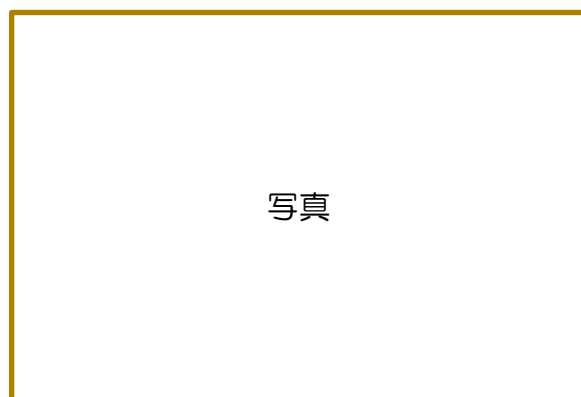
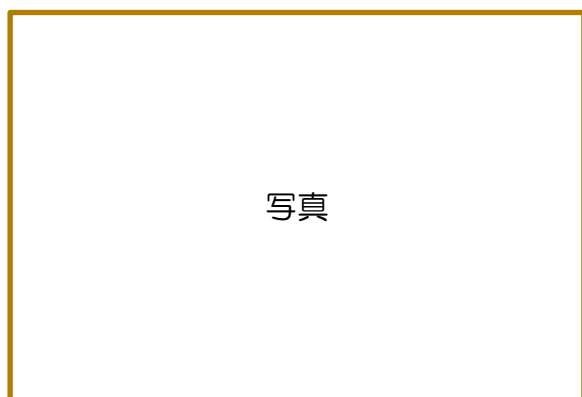


図. 東南部地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

#### イ) 課題

- ・多摩丘陵自然公園としてみどりの保全が図られていますが、まとまったみどりが少ないため、残るみどりを確実に保全していくことが重要です。
- ・地域の北西側には、まとまりのある農地が存在することから、人と自然とのふれあいの場となる身近なみどりとして、適切に保全・管理していくことが重要です。



(2) 行動方針

- 片倉つどいの森公園、片倉城跡公園、宇津貫緑地、長沼公園は多様な機能を有する拠点の公園として位置づけ、整備や有効利用を促進します。
- 多摩丘陵自然公園に残されたまとまりのある樹林地である長沼公園はみどりの拠点として保全を進めます。
- 七国・相原特別緑地保全地区は緑地の特性や目的に応じた管理をすすめ、緑地の保全を図ります。
- 国道16号は災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有するみどりの骨格軸として位置付け、関係機関との連携のもとみどりの維持創出に努めます。
- 浅川や湯殿川、兵衛川は、災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置付け、関係機関との連携のもと、みどりの保全や活用を進めます。
- 小比企周辺のまとまりのある農地については農地バンク制度の活用などによる保全を図ります。

## 7 東部地域

### (1) みどりの現況と課題

#### ア) 現況

- ・緑 被 率：33.0%
- ・1人当たりの公園面積：〇〇㎡/人
- ・代表的なみどり：長池公園、上柚木公園、堀之内寺沢里山公園、大塚公園、小山内裏公園  
八王子堀之内里山保全地域、中山の農地
- ・地域の特徴：起伏に富んだ地域の中央に大栗川が流れ、南側には計画的に開発された多摩ニュータウンとそれを取り囲む丘陵地、北部には多摩丘陵とその緑に包まれた落ち着いたたたずまいの住宅地で構成され、まちと自然が重なり合う地形を有しています。多摩ニュータウン事業に伴い公園緑地が計画的に配置され、美しい景観を形作っています。

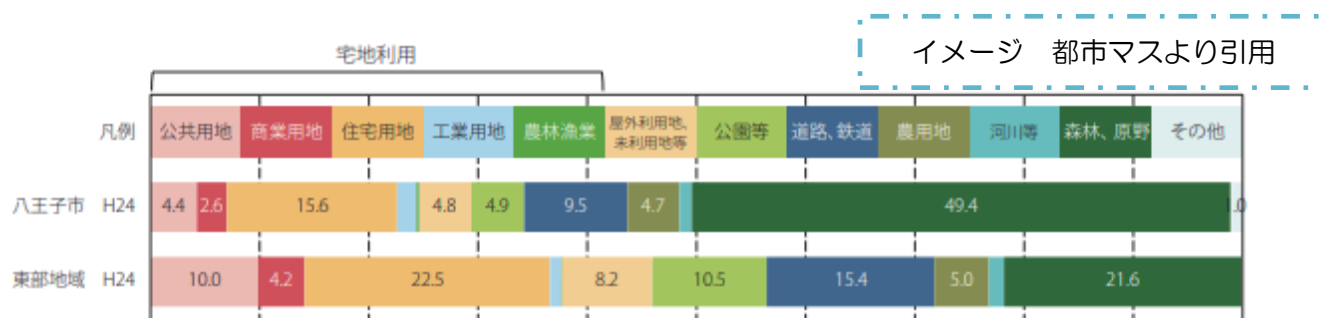
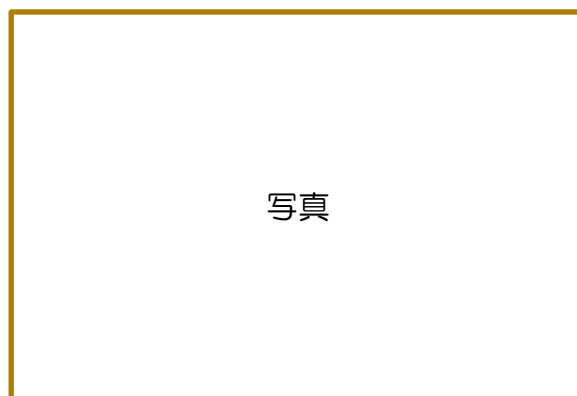
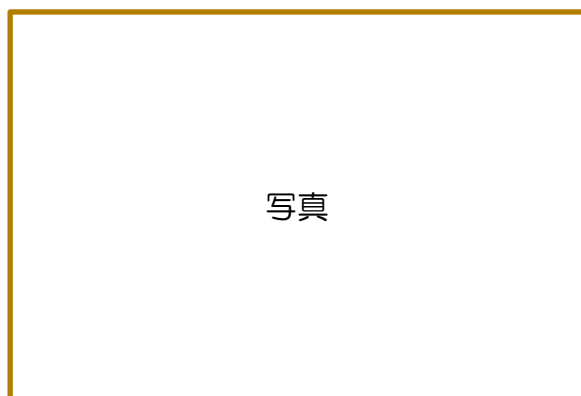


図. 東部地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)

#### イ) 課題

- ・多摩丘陵自然公園としてみどりの保全が図られていますが、まとまったみどりが少ないため、残るみどりを確実に保全していくことが重要です。
- ・全市と比較して隣近所の住民や地域とのつながりが希薄な状況であり、みどりの活用による地域コミュニティの醸成が必要です。



(2) 方針

- 長池公園、上柚木公園、富士見台公園、堀之内寺沢里山公園、平山城址公園、大塚公園、小山内裏公園は多様な機能を発揮させる地域の拠点公園として位置付け、整備や有効活用を促進します。
- 多摩丘陵自然公園に残されたまとまりのあるみどりである平山城址公園や中山の農地の保全を進めます。
- 八王子堀之内里山保全地域や長池公園、堀之内寺沢里山公園など谷戸や里山と一体となったエリアについては、保全の促進や環境教育の場としての活用を推進します。
- 樹林地や農地が多く残る多摩丘陵一帯については、人と自然がふれあえる自然環境として、適切な管理や保全を図ります。また多摩丘陵自然公園や多摩丘陵北部近郊緑地保全区域については東京都と連携した保全を進めます。
- 大栗川は、災害時の延焼遮断等の多面的な機能を有する水辺の軸と位置付け、関係機関との連携のもと、みどりの保全や活用を進めます。
- 多摩ニュータウンでは、計画的に整備された道路植栽や公園などのみどりを保全し、ゆとりと開放感のある良好な住宅地の景観を保全します。
- 花壇の整備やアドプト活動など様々なみどりの活動を通じて、地域コミュニティの醸成を図ります。
- 自治体間の広域的な連携によって多摩丘陵の保全と活用を図ります。